

614. 2-C54ㄗ

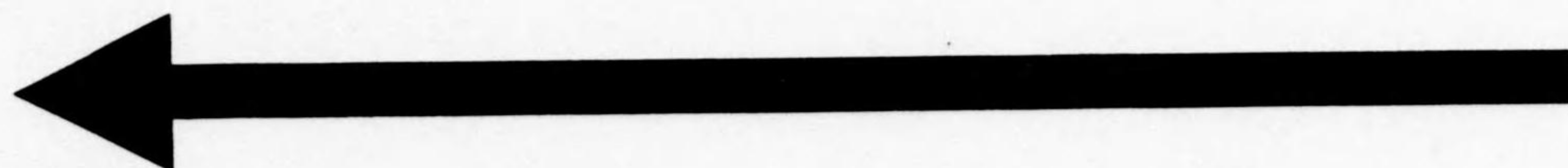


1200500748913

614
C54



始



614.2
615.2
C54

土地改良部廢止に際して

發行所寄贈本

本日朝鮮總督府官制改正せられ、原始産業に關する行政事務を總括處理する爲、從來の土地改良部及山林部を廢止し、之と殖産局農務課とを合して新に農林局を設置せらるることになりました。

回顧致しますれば土地改良部は大正十五年産米増殖計畫更新に伴ひ、其の重要施設たる土地改良事業遂行の特務機關として、昭和二年五月二十六日朝鮮總督府に土地改良部設置及臨時職員増置の件官制に基き設置せられたのであります。今日に至る迄滿五年二箇月にして廢止せられたのであります。即ち此の間之が首腦者たる土地改良部長の職に在りたるは安達房治郎、松村松盛、中村寅之助の三氏であります。

土地改良部設置の當時は帝國食糧問題解決の急務を叫ばれ、朝鮮に於ける産米増殖計畫の樹立は此の重要國策解決の關鍵なりとし、三億圓の巨資を投ずる本計畫の確立は内鮮の輿論等しく之を歓迎し、故下岡政務總監一代の偉業として非常なる賞讃と感

土地改良部廢止に際して

コ/703

謝の念を以て一般に迎へられたのであります。然るに本計畫の遂行未だ半ならずして、昭和五年秋以來米價の暴落竝に經濟界空前の不況に依り農村の窮乏其の極に達し、世間往々にして本計畫に對し怨嗟の聲を發するものあり、今や鮮米移入統制問題に關聯し、本計畫を中止又は縮小すべしとの聲すらも聞くに至り、全く四面楚歌の裡に本計畫遂行の特務機關たる土地改良部は廢止せらるるに至つたのであります。想へば時勢の推移滄桑の變も啻ならず、洵に感慨に堪へざるものがあります。

上述の通土地改良事業は非常なる難關に遭遇したのであります。歴代の部長以下部員協力一致臨機各般の對應措置を講じましたので、大規模の水利組合の企畫停頓したるものありしに拘らず、大體に於て當初の計畫に對し著しき遜色なく、着手豫定面積十六萬五千餘町歩に對し十四萬九千餘町歩、竣功豫定面積十三萬一千餘町歩に對し十一萬四千餘町歩の實績を擧ぐることを得たのであります。僅々五、六年の短日月を以て斯の如き廣大なる耕地を開拓するを得て、當年礪确不毛の荒野は今や變じて萬頃の美畚となり、長汀曲浦の荒磯は一望無限黄金の波を漂はすに至りましたのは、土地

改良部の功績も亦没すべからざるものがあると信じます。此の間約一億圓の巨資を投じたのであります。毎年千六、七百萬圓の事業資金を鮮内に撒布するに依りまして、全鮮の經濟界を潤したる副作用の一事を見ましても、本計畫が如何に半島の産業開發に貢獻したるかを看取するに難くないと思ふのであります。

又一面不幸にして經營困難に陥りたる水利組合の救済に關しては、國帑の支出に依る組合の廢止、特別補助に依る改良工事の施行等の措置を講じたるの外、約四千五百萬圓の巨額の低利資金を大藏省預金部より融通を受け高利舊債の整理を斷行し、毎年約七十萬圓程度の負擔輕減を圖る等銳意努力し來つたのであります。私は土地改良部廢止に際して此の間に於ける歴代の部長及部員の精勵努力並に關係方面の深甚なる御援助に對し、深厚なる謝意を表する次第であります。

今や土地改良部は廢止せられましたけれども、國家百年の長計たる土地改良事業は時に多少の消長あるは免れませんが、半島農民の福利増進の爲にも亦帝國食糧問題解決の爲にも、一時的の原因に依て決して廢止せらるべきものではありません。既定計

畫の遂行は今後新しき農林局統制の下に、一層合理的に且周到精緻なる用意を以て着々之が進捗を圖らなければなりません。我々本事業遂行の局に當る者は、益清新の意氣を以て協力一致本事業の完成に精進するの覺悟を有するものであります。

昭和七年七月二十六日

土地改良部長事務取扱 古庄逸夫

凡 例

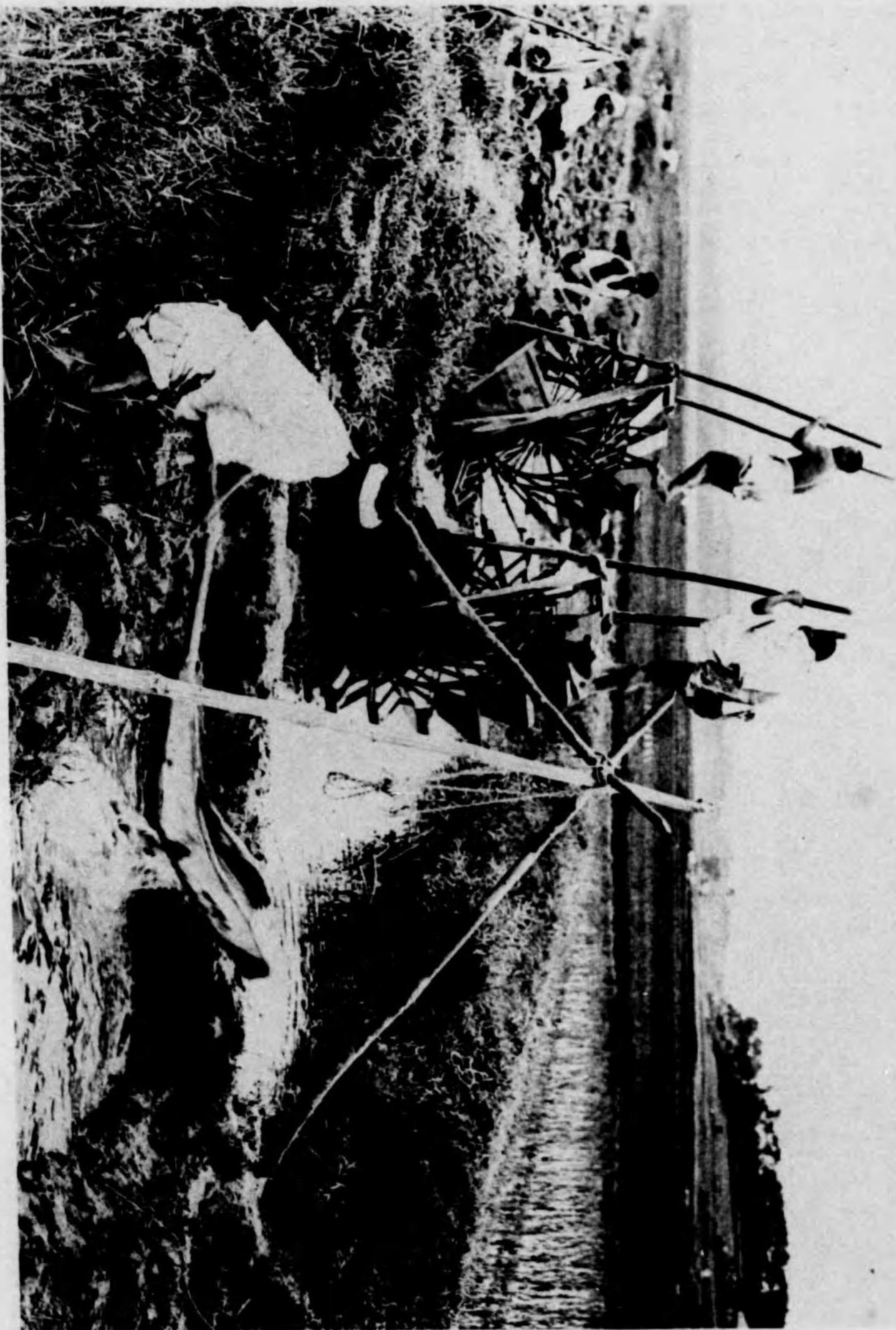
一 本書は土地改良部の施設事項を記念せんが爲編纂せるものにして、昭和二年五月土地改良部の設置より昭和七年七月廢止に至る迄同部に於て實施したる産米増殖計畫更新後の事績の概況を輯録するを目的とするも、説明の便宜上産米増殖計畫更新前の事績竝に同計畫外の施設事項に付ても記述せり。

二 卷頭登載の「土地改良部廢止に際して」は、土地改良部廢止の官制公布當日古庄土地改良部長事務取扱が部員一同に對し演示したる要旨を掲げたるものとす。

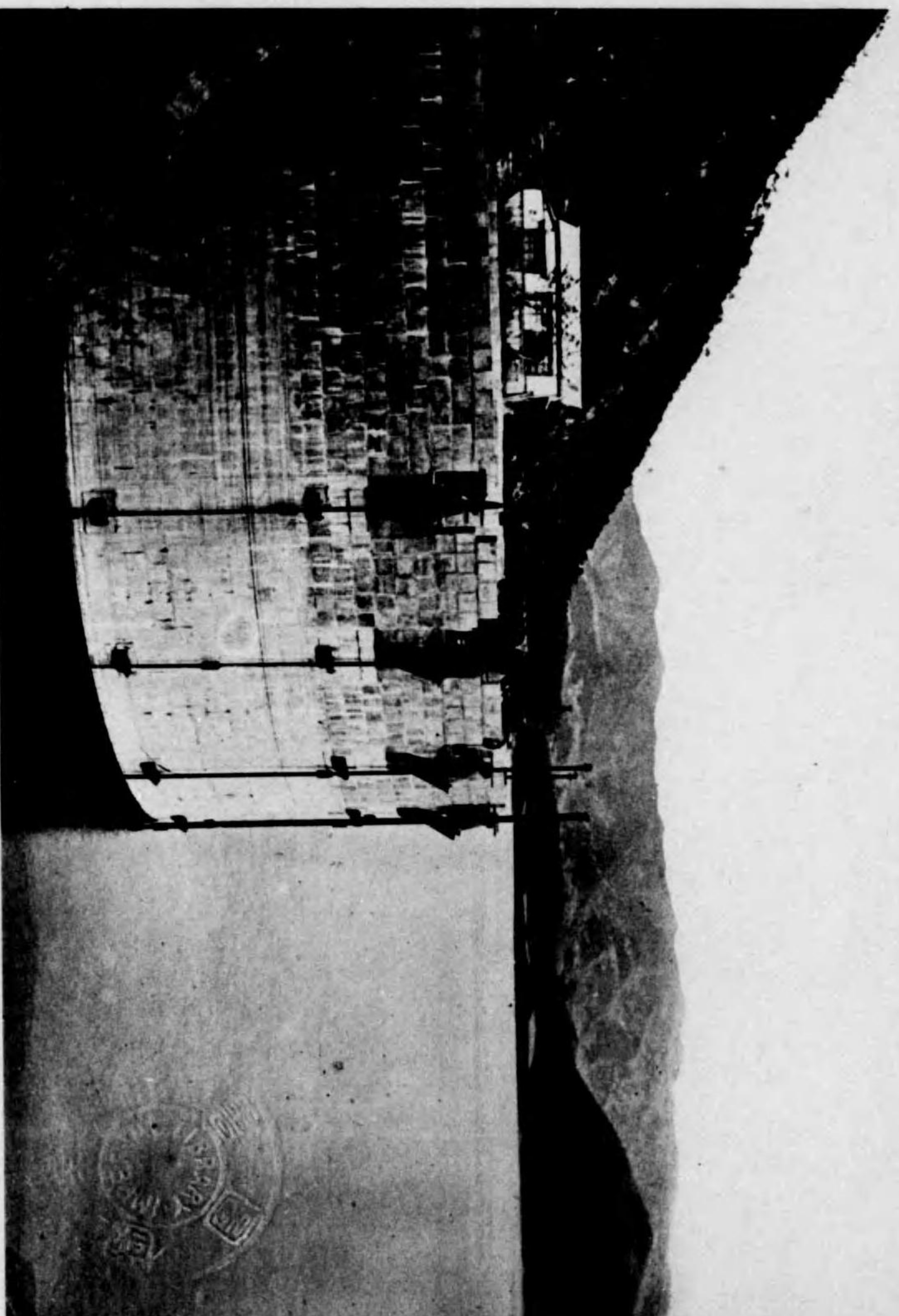
寫眞目次

- 朝鮮に於ける在來式灌溉の實況
- 東津水利組合雲岩貯水池
- 東津水利組合雲岩貯水池取水塔
- 延海水利組合第一貯水池餘水吐放水門
- 安寧水利組合長壽堤取水塔
- 安寧水利組合景祐宮沢取水堰堤
- 咸興水利組合取入堰
- 益沃水利組合沃溝貯水池及干拓地
- 宮田干拓地工事前の實況
- 宮田干拓地工事後の實況

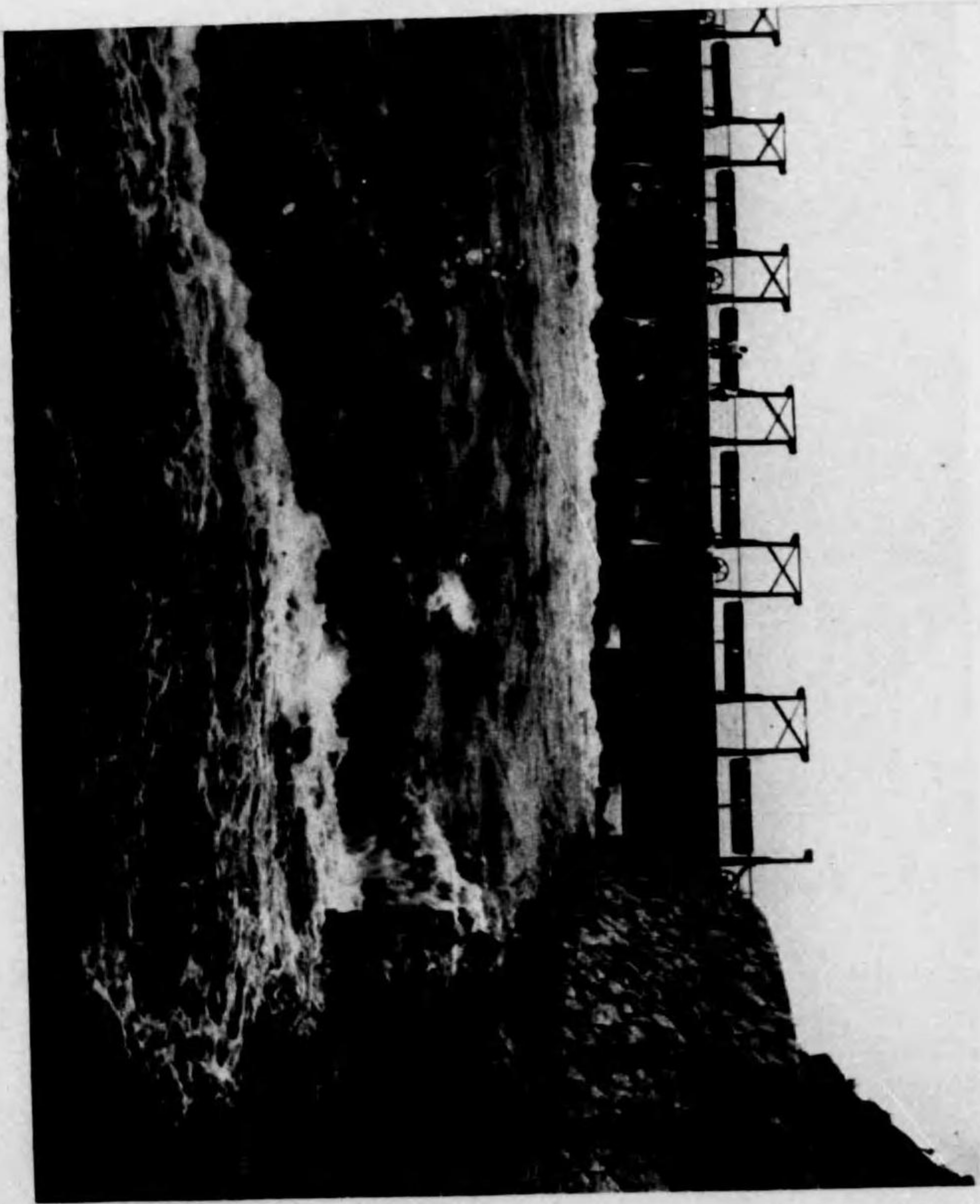
朝鮮に於ける在來式灌溉の實況



塔水取池水貯岩雲合組利水津東



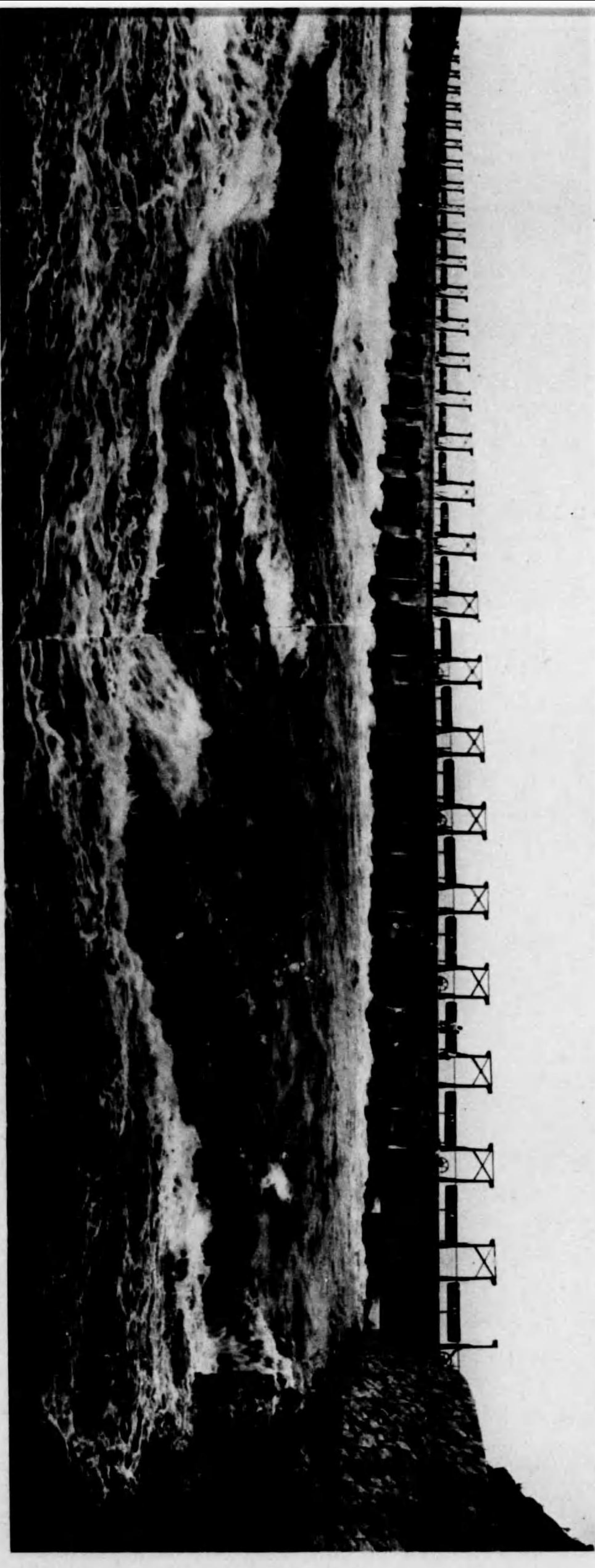
高橋
造 六尺七寸
提 三〇尺九寸
上 輪四〇尺九寸
造 輪四〇尺九寸
水 輪四〇尺九寸
取 輪四〇尺九寸
口 輪四〇尺九寸
導 輪四〇尺九寸
水 輪四〇尺九寸
隆 輪四〇尺九寸
能 輪四〇尺九寸
力 輪四〇尺九寸
延 輪四〇尺九寸
斷 輪四〇尺九寸
水 輪四〇尺九寸
道 輪四〇尺九寸
長 輪四〇尺九寸
面 輪四〇尺九寸
內 輪四〇尺九寸
徑 輪四〇尺九寸
五 輪四〇尺九寸
〇 輪四〇尺九寸
秒 輪四〇尺九寸
立 輪四〇尺九寸
方 輪四〇尺九寸
尺 輪四〇尺九寸
形 輪四〇尺九寸

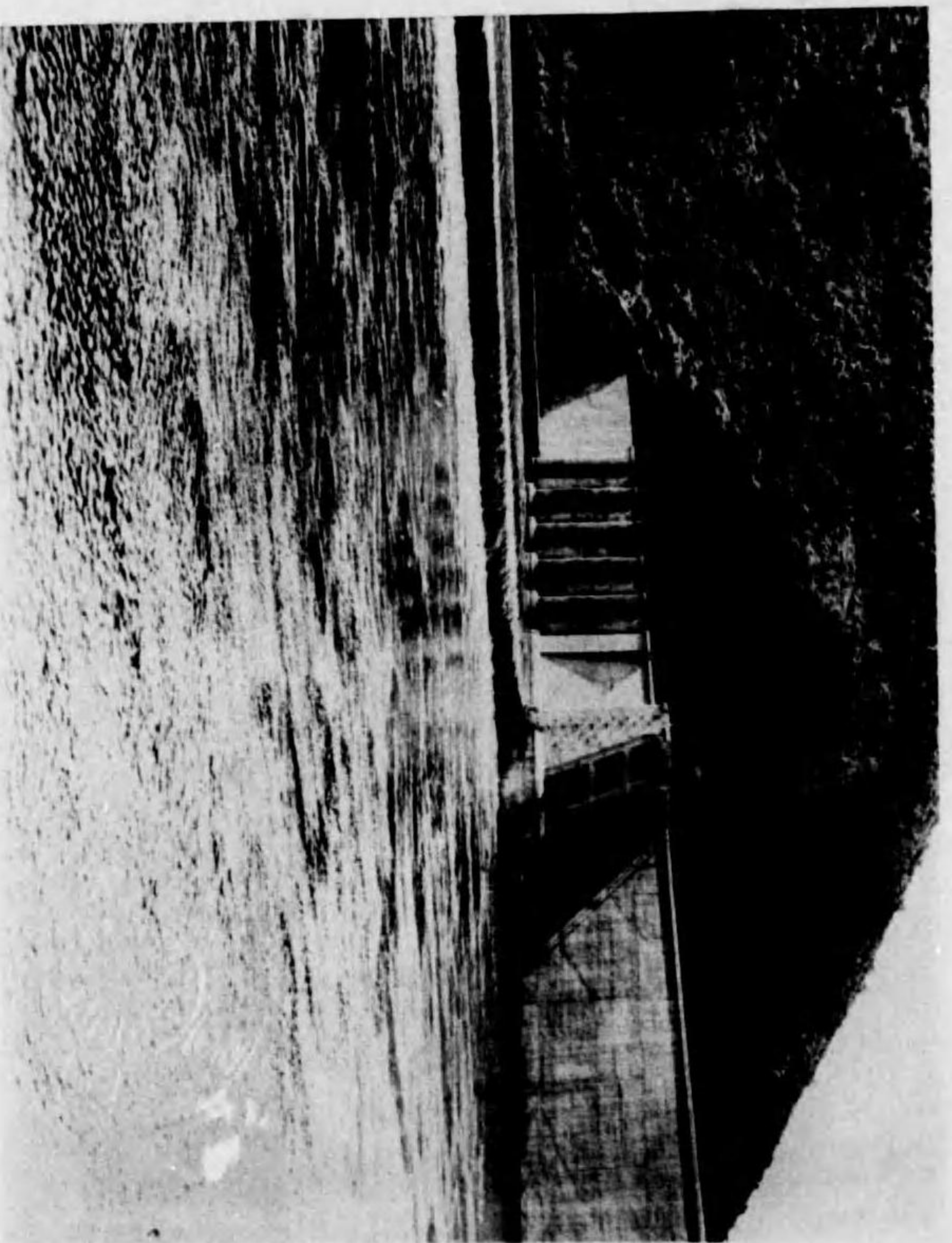


貯一第



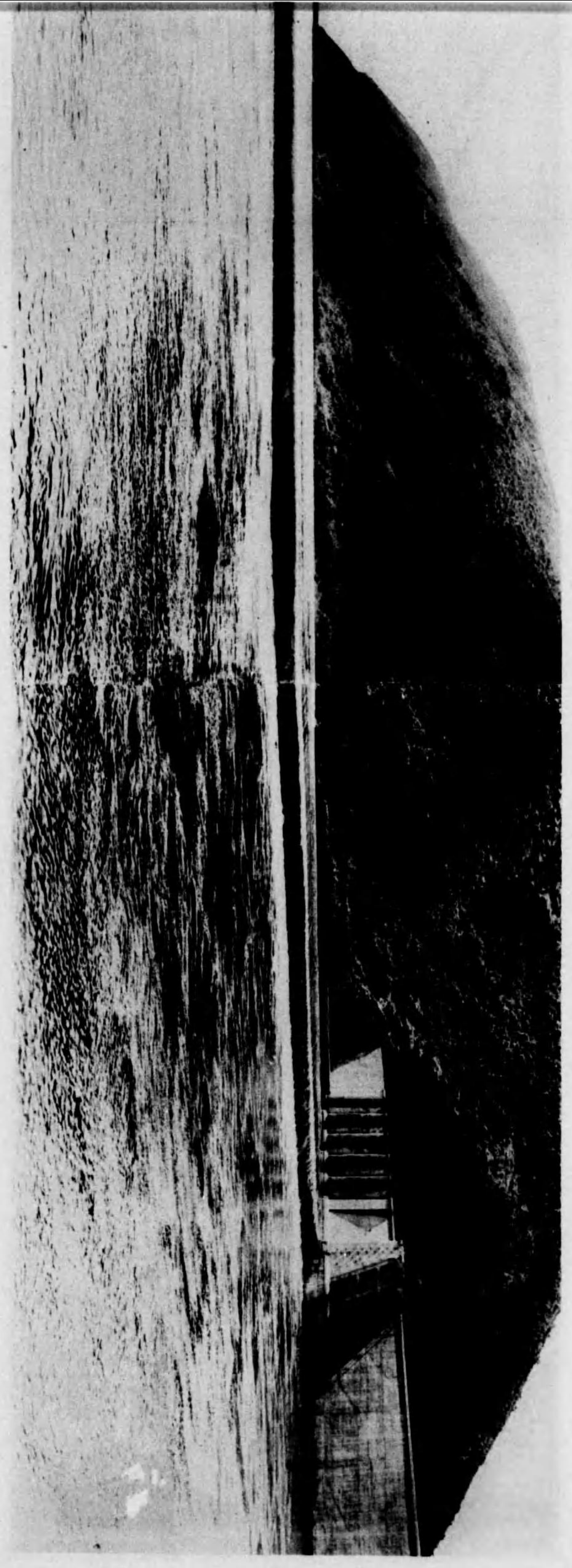
延海水利組合
第一貯水池吐水放門





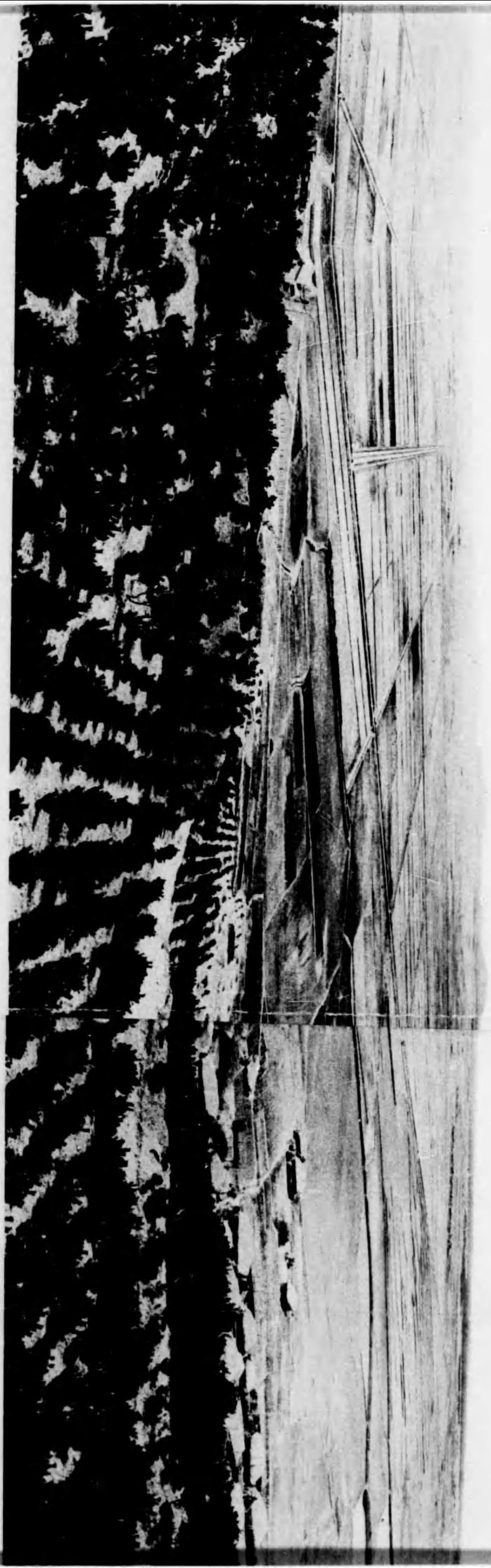
利水寧安

安寧水利組合景祐宮淤取堰堤



蘇州府志 卷之八 三 附錄 第三區 三二二 步





地拓干及池水貯溝沃合組利水沃盆



地拓干及池水貯溝沃合組利水沃益







貯水池
所在地

(兼江上より取水し機械力により抽水機)
各羅北道法那舊包面
三、二町歩
三、〇町歩
三、〇町歩

干拓地

業者
不二興業株式會社
面積延長
七、三三二町歩
二、一七三町歩
同防湖延長
一、一七三町歩
平均高さ
一、一七三町歩
排水閘門
幅六尺高さ七尺一、一七三町歩
幅八尺高さ八尺一、一七三町歩

地 拓 干 田 宮



拓地工事の實況



所在地 全羅道麗水郡栗村面福禾里
企業者 米七
墾利面積 七八、二三町歩、墾區 四六、九二町歩

後事工地拓干田宮





免 許 年 月 日 第一區 昭和三十五年六月二十五日
主 利 用 の 日 第二區 昭和三十五年四月二十五日
工 事 要 工 事 昭和三十五年三月三十一日
創 立 後 初 年 費 日 昭和三十五年三月三十一日
工 事 後 收 穫 量 昭和三十五年三月三十一日
反 當 費 昭和三十五年三月三十一日
石 四 石 昭和三十五年三月三十一日

土地改良事業の概況 目次

土地改良部廢止に際して……………	一
凡 例……………	五
寫 眞 十 葉……………	一
第一章 朝鮮産米増殖計畫の更新……………	一
第一節 概 説……………	一
第二節 土地改良事業の實施計畫……………	三
(一) 土地改良事業實施計畫の概要……………	三
(二) 指導獎勵機關の設置……………	四
(三) 土地改良事業代行機關の設置……………	六
(四) 耕地改良擴張基本調査事業……………	七
第二章 土地改良事業の遂行……………	八
第一節 概 説……………	八
(一) 土地改良事業の實績概要……………	八

(二) 産米の増收……………	一〇
(三) 土地改良事業代行機關の統一……………	一一
第二節 水利組合……………	一二
(一) 水利組合の概況……………	一二
(二) 既設水利組合の救済……………	一三
(イ) 高利債の借替……………	一三
(ロ) 組合費徴收上の施設……………	一五
(ハ) 不良水利組合の整理……………	一七
第三節 水利組合に依らざる土地改良事業……………	二〇
(一) 水利組合に依らざる灌漑改善事業……………	二一
(二) 國有未墾地及公有水面……………	二一
(イ) 國有未墾地の處分……………	二二
(ロ) 公有水面の處分……………	二二
(三) 小規模土地改良事業の助成……………	二三
第四節 土地改良事業地耕作者移住招致の奨勵……………	二四

附表

一 土地改良事業計畫一覽表……………	一
二 耕地改良擴張基本調査施行面積表……………	三
三 土地改良施行可能地區調査年度別工種別面積表……………	四
四 土地改良施行可能地區道別工種別面積表……………	五
五 耕地改良擴張基本調査施行所要經費豫算及決算表……………	六
六 産米増殖計畫更新前の土地改良施行面積表……………	七
七 産米増殖計畫更新後の土地改良施行面積表……………	八
八 産米増殖計畫更新後の土地改良施行面積工種別内譯表……………	九
九 産米増殖計畫更新後の土地改良施行面積企業者別内譯表……………	一〇
十 産米増殖計畫更新後の土地改良事業資金実績表……………	一二
十一 昭和六年度土地改良施行に依る米の増收高表……………	一三
十二 水利組合區域内に於ける米の増收高表……………	一四
十三 水利組合に依らざる土地改良區域内に於ける米の増收高表……………	一六
十四 米の生産高表……………	一七

十五	穀價表	一八
十六	水利組合一覽表	一八
十七	水利組合に依らざる灌溉改善事業一覽表	三二
十八	國有未墾地開墾事業一覽表	三九
十九	公有水面埋立事業一覽表	四一
二十	水利組合高利債借替資金融通額表	五二
二十一	水利組合高利債借替資金取扱銀行別内譯表	五二
二十二	水利組合利率別高利債借替額表	五五
二十三	昭和五年度水利組合費延納其の他に因る歳入缺陷補填狀況表	五五
二十四	昭和六年度水利組合費減免に因る歳入缺陷補填狀況表	五六
二十五	國有未墾地及公有水面利用可能面積表	五八
二十六	國有未墾地付與及拂下處分表	五九
二十七	公有水面埋立工事竣功認可處分表	五九
二十八	小規模土地改良事業補助金交付額表	六〇

附錄

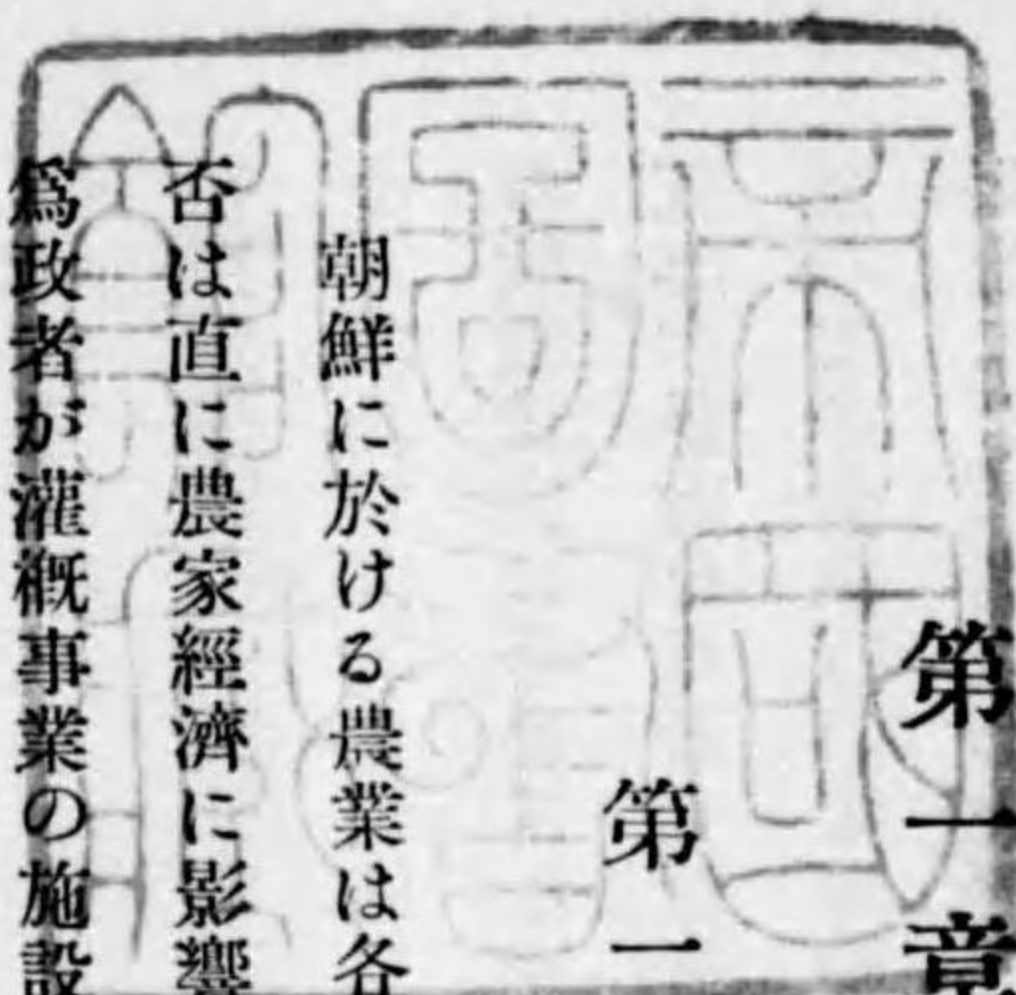
(一)	土地改良事業關係經費	一
(二)	土地改良部職員	三

土地改良事業の概況

第一章

朝鮮産米増殖計畫の更新

第一節 概 説



朝鮮に於ける農業は各種産業の中軸にして、就中米は最も樞要なる地位を占め、其の生産の増減及質の良否は直に農家經濟に影響する所少からざるのみならず、半島經濟の消長をも左右するものあるを以て、古來爲政者が灌漑事業の施設を爲し、産米の増殖に意を用ひたる跡歴然たるものあり。然れども民度低くして企業心及企業能力に乏しく、且稅政久しきに互り斯種事業の遂行に必要な保護獎勵行はれざりし爲、耕地に對する灌漑の設備甚だ不完全にして、雨水に依りて耕作する天水畝大部分を占め、從て耕種法も自然粗放に流れ品種の改良及施肥の増加等到底望み難く、水稻生産高は平均反當一石に満たざる狀況にありたり。

總督府に於ては敍上の實情に鑑み、産米増殖事業を積極的に獎勵して農家經濟の向上を圖ると共に半島經濟を充實し、併せて帝國食糧問題の解決に資せんとし、畝八十萬町歩の改良及擴張を三十箇年に完成せんと

するの案を樹て、先づ第一期計畫として大正九年以降十五箇年を期し四十二萬七千五百町歩の土地改良事業を完成すると共に、一方耕種法を改善し兩者相俟て約九百二十萬石の産米を増加せんとする所謂朝鮮産米増殖計畫を樹立し之を實施したり。

爾來前掲計畫に基き指導獎勵機關の設置、助成金の交付等を爲し、計畫の遂行に努め來りたる所、偶之が實施中財界の變動に遭ひ、企業熱頓に萎靡衰退し、且一般金利甚だしく高率なる爲事業採算頗る困難となり、事業の進展捗々しからず、大正十四年度迄の事業著手豫定面積十六萬五千町歩に對し九萬七千五百町歩、竣功豫定面積十二萬三千百町歩に對し七萬六千四十町歩の實績を得、其の豫定計畫に對する歩合は著手五割九分、竣功六割二分に過ぎず、(第六表參照)而も耕種法幼稚にして且施肥の増加之に伴はざる爲、工事完成後の收穫豫定に達せざる等實行上諸種の障礙を來し、事業の進展豫期の如くならざるものあるに鑑み、大正十五年本計畫を更新し、新に低利資金を斡旋供給して企業資金の圓滑を圖ると共に、總督府に土地改良部を新設して計畫遂行の特務機關たらしめ、一方事業代行の機關を創設して事業施行地の測量設計並に工事監督を周到にし、更に肥料増施計畫を樹て販賣肥料の施用を増加せしむると共に自給肥料の増殖其の他の農事改良をも促し、以て事業の促進に資することとせり。其の後昭和四年に至り既往の實績に鑑み計畫の内容に一部改訂を加へ、其の實行を容易ならしめたり。

第二節 土地改良事業の實施計畫

(一) 土地改良事業實施計畫の概要

今本更新計畫の重要施設たる土地改良事業の概要を述べんに、本事業は大正十五年以降十二箇年(完成十箇年)を期し、既成畝の灌漑改善十九萬五千町歩、地目變換九萬町歩、開墾及干拓六萬五千町歩、合計三十五萬町歩の土地改良を施行し、事業完成に依り約二百八十萬石及土地改良施行區域に對し施肥の増加並に耕種法の改良を行ふことに依り約百九十二萬石、合計約四百七十二萬石の産米増殖を圖らんとするものにして、本更新計畫は以上の外土地改良を施行せざる百三十九萬町歩に對する農事改良に依り增收約三百四十四萬石を豫定し、之を加算し約八百十六萬石の産米増殖を期したるものとす。之を從來の計畫に比較すれば年限に於て昭和九年迄なりしものを昭和十四年迄五箇年を延長し、面積に於て四十二萬七千五百町歩なりしものを四十四萬七千五百町歩(内九萬七千五百町歩は本計畫更新前事業著手済)とし、約二萬町歩の増加を來すこととなれり。

而して土地改良事業に要する所要資金總額は二億八千五百三十三萬四千圓の見込にして、此の中國庫補助金六千五百七萬圓及企業者に於て調達すべき資金二千二百六萬七千圓を控除したる殘額一億九千八百十九萬七千圓に對しては低利資金を供給し、事業の進捗を圖ることとせり。即ち右低利資金の半額は大藏省預金部

資金に仰ぎ、他の半額は東洋拓殖株式會社又は朝鮮殖産銀行より資金の融通を受くることとし、當初兩者を合したる貸出利率は平均年七分四厘(預金部資金年五分九厘)なりしが、數度利下の結果現在平均年六分七厘(預金部資金年五分三厘)に低下せり。(第一表參照)

(二) 指導獎勵機關の設置

從來農業水利に關する事務は總督官房土木部の所管なりしが、土地改良事業の計畫遂行に付ては獨立の主務課を設置するの必要を認め、大正九年度追加豫算を以て所要經費を計上すると同時に、本事務を殖産局に統轄せしめ、同年十一月本計畫遂行上必要なる臨時職員設置制の公布せらるると共に、土地改良課を新設して専ら土地改良事業計畫遂行に關する畫策に當らしめたり。爾來事業の進展に伴ひ事務は漸次膨大し職員も亦増加せるを以て、大正十五年度に於ける産米増殖計畫の更新を機とし、從來内務局社會課に於て主掌せし水利組合に關する事務を殖産局に移し、同時に在來の土地改良課を廢して新に土地改良課、水利課、開墾課の三課を設け、更に昭和二年五月二十六日土地改良部を新設して此等三課の事務を統轄せしめたり。今土地改良部に屬する事務の分掌を示せば左の如し。

土地改良課

- 一 土地改良事業の監査に關する事項
- 二 土地改良基本調査に關する事項

三 水利組合及土地改良事業を行ふ會社に關する事項

四 其他水利課及開墾課の主管に屬せざる事項

水利課

- 一 水利組合の設置及水利組合の事業計畫變更の認可に關する事項
- 二 水利組合に於て行ふ土地改良事業の助成に關する事項

開墾課

- 一 國有未墾地に關する事項
- 二 農業の目的を以てする公有水面中沼澤及干潟の埋立に關する事項
- 三 水利組合以外の土地改良事業の助成に關する事項

此の外土地改良事業指導獎勵の徹底を期し事業施行の適正を圖る爲、小規模(一地域二百町步未滿)の土地改良事業は漸次之を地方廳の所管に移し、各地方の實狀に應じたる施設を爲さしむる方針の下に地方廳(三道)に各技師一名、技手二名、雇員二名の配置を企畫し、大正十五年度及昭和二年度に於て之が設置を了せり。其の後事業の進展並に事務の輻輳に伴ひ屬の新規配置並に技手の増置を行ひたるも、經費節減又は行政整理の結果減員を行ひたるものある爲、地方廳の國費職員は現在技師十二名、屬四名、技手二十八名、雇員二十四名となれり。

(三) 土地改良事業代行機關の設置

産米増殖計畫更新後土地改良事業に對しては助成を厚くし、低利資金を供給すと雖、民度低くして農民自らの企業を促進するが如きは容易に期待し難きのみならず、内地資本家と雖遠隔地の事業施行及管理に關し危懼の念を抱き、企業を躊躇する嫌ひなきにあらざるを以て、一般企業者に代り事業遂行の任に當るべき組織統制ある特殊機關を設立して、工事の調査設計、工事の施行監督、事業の維持管理等首尾一貫して之に當らしむるは堅實なる企業の發達を促し、且小地主をしても大企業的利潤を擧ぐることを得べくして農家の福利を増進するのみならず、計畫遂行上最も必要な事項とす。

而して之が機關としては東洋拓殖株式會社に土地改良部を新設して、本計畫の一半（三十五萬町歩中の約十萬町歩）を擔當せしむることとし、一面政府懲罰の下に、從來朝鮮に在りて専ら斯種事業の調査、企業、經營に従事し、斯業の權威を以て目ざるる人物を網羅して其の大同團結の下に新會社を組織し、本計畫の一半を擔當せしむることとし、大正十五年七月十三日朝鮮土地改良株式會社の設立を見るに至りたるものにして、何れも常に總督府と密接なる連絡を執り、企業者の委託に依り工事調査設計及工事監督の衝に當ることとせり。

尙代行會社収入の根幹たる代りに關する報酬の認定、企業者との契約等に付ては、嚴重なる政府の監督下に置くにあらざれば、會社自體の業務の堅實適正なる發展を圖り、且産米増殖計畫の圓滑なる遂行を期する

こと困難なるに鑑み、總督府に於ては東洋拓殖株式會社に在りては同社法に於て政府の監督權を規定せるを以て、右に基き監督を行ふの外特に土地改良事業代行に關する命令を發し、又朝鮮土地改良株式會社に在りては會社營業上に關する監督に付法規上根據を缺るを以て、會社と協定の上土地改良事業代行業務取扱要項を定め、之が監督上遺憾なきを期せり。

(四) 耕地改良擴張基本調査事業

土地改良事業實施可能の箇所は全鮮に互り頗る多きも從來其の基本的調査を缺けるが爲、偶其の事業を企畫するに當り事業の緩急、連絡及統一を適確ならしむるに不便夥しきのみならず、企業の促進を阻害すること亦少しとせざるを以て、大正九年産米増殖計畫の樹立に際しては、先づ土地改良事業の基礎となるべき基本調査を施行するの緊要なるを認め、産米増殖計畫の一部門として本事業を創始し、廣く朝鮮全土に互り水系別、地押的に地區の所在、面積、用排水の關係、利用改善の方法及事業費の概算等土地改良事業施行上必要なる各般の事項を調査し、之を公表して一般企業者の指針と爲し、企業の促進に資すると共に事業の統制を圖り、以て産米増殖計畫の遂行を適確且圓滑ならしめんことを期せり。

而して本調査は大正九年度開始以來十箇年の歲月を経、總事業費二百七十六萬三千餘圓の巨費を投じ昭和四年度に完了したるが、其の調査面積は陸上面積一萬四千三百十二方里、海上面積二百九十八方里にして、此の中土地改良事業を施行し得べき地區數は二千百五十八箇所、面積六十五萬五百五十八町歩に及べり。此

等の地區に對しては調査書の完成に隨ひ地區の所在、面積、事業の種類及事業費概算等事業の大要を順次公表すると共に、一面詳細なる事業計畫書を本府及地區所在の道、府、郡、島廳に備付け企業家の閱覽に供しつゝありて、昭和六年度を以て之が公表事務を完了せり。(第二表乃至第五表參照)

第二章 土地改良事業の遂行

第一節 概 説

(一) 土地改良事業の實績概要

大正十五年産米増殖計畫更新後昭和六年度迄六箇年間に於ける土地改良事業施行の状況を見るに、當初三、四年間は大體に於て大なる支障なく順調に進捗したるも、昭和五年秋收季以來米價の慘落は事業の採算を困難ならしむると共に、著しく農家經濟を逼迫せしめたる爲、豫定計畫の遂行上頗る難局に直面せるを以て、從來收益採算の基礎たる粃の石當價格十圓乃至十二圓なりしものを八圓以内とし、工事費は物價勞銀低下の趨勢に鑑み二割程度を減額することとし、又起債利率年七分四厘なりしものを年六分七厘に低下するの外、別項記述の通事業代行機關を統一して企業の統制を圖ると共に、代行手数料の引下を行はしむる等臨機各種の對應措置を講じ、銳意堅實なる事業の進展に努めたる結果、昭和六年度末現在に於て事業著手豫定面積十

六萬五千六百町歩に對し水利組合地區數百二十二(外事業未著手八組合)面積十二萬九千三百二十一町歩、水利組合に依らざるもの地區數百六十二、面積一萬九千八百四十三町歩、合計十四萬九千六百六十四町歩、竣功豫定面積十三萬一千二百町歩に對し水利組合地區數百九、面積十萬七千八百二十二町歩、水利組合に依らざるもの地區數九十八、面積六千六百九十七町歩、合計十一萬四千五百十九町歩の實績を擧ぐることを得、其の豫定計畫に對する實績の歩合は著手九割、竣功八割七分に當り比較的良好なる成績を擧ぐることを得たり。之を全計畫に對し比較するときは豫定面積三十五萬町歩に對し著手四割三分、竣功三割三分に相當す。

(第七表乃至第九表參照)

而して本事業に使用したる事業資金總額は、豫定計畫に依る一億二千五百五十一萬二千圓に對し其の七割六分即ち約九千五百七十五萬餘圓にして、事業進行の程度に對し事業費比較的少額なるは一部國庫補助金の交付保留額ある外、概ね工事材料及勞銀が豫定計畫より低下せるに基因するものなり。此の中國庫補助金交付額は豫定計畫二千七百四十三萬二千圓に對し千九百六十九萬五千餘圓、政府斡旋低利資金融通額は豫定計畫八千五百六十四萬四千圓に對し六千四百三十七萬餘圓にして、其の他の約一千百六十八萬四千圓は企業者自身に於て調達したるものとす。之が豫定計畫に對する實績の歩合は國庫補助金七割二分、政府斡旋低利資金七割五分、企業者調達資金九割四分に當り、全計畫に依る事業資金總額二億八千五百三十三萬四千圓に對し三割四分に相當す。(第十表參照)

(二) 産米の増収

翻て昭和六年に於ける土地改良事業施行に依る米の増収高を見るに、産米増殖計畫更新後に設置したる水利組合百三十の中開番工事を施行し植付を爲したる組合九十五、其の作付面積八萬百七十九町歩の收穫量粗二百三萬六千餘石、此の事業施行前に對する増収高粗百三萬九千餘石及水利組合に依らざる土地改良施行地區九十、其の作付面積五千七百九十二町歩の收穫量粗十萬二千餘石、此の事業施行前に對する増収高粗四萬餘石、合計收穫量粗二百十三萬八千餘石、增收高粗百七萬九千餘石にして、全計畫に依る土地改良施行區域内産米增收豫定四百七十二萬石に對し二割三分に相當し、假に之を既往六箇年間の粗の石當平均價格十一圓五十五錢を以て換算するときは千二百四十六萬二千餘圓の増収益となるべし。

此の外産米増殖計畫更新前に設置したる水利組合六十一、其の作付面積八萬二千四百九十三町歩の收穫量粗二百四十二萬五千餘石、此の事業施行前に對する增收高粗百六十一萬八千餘石及水利組合に依らざる土地改良施行地區六十六、其の作付面積六千八百八十八町歩の收穫量粗十三萬五千餘石、此の事業施行前に對する增收高粗六萬二千餘石、合計收穫量粗二百五十六萬餘石、增收高粗百六十八萬一千餘石を加算するときは、土地改良施行地區内に於ける米の總收穫量は粗四百六十九萬九千餘石を算し、此の事業施行前に對する增收高は粗二百七十六萬餘石にして、其の換算增收益は三千百八十七萬八千餘圓に達す。

而して昭和六年に於ける全鮮の米の收穫量は粗三千五百二十七萬三千餘石にして、其中水利組合區域内

四百四十六萬一千餘石、水利組合に依らざる土地改良施行區域内二十三萬八千餘石、合計四百六十九萬九千餘石なるを以て、土地改良施行區域内の米の生産歩合は一割三分に相當せり。(第十一表乃至第十五表參照)

(三) 土地改良事業代行機關の統一

前章に於て記述したるが如く土地改良事業代行機關としては、朝鮮土地改良株式會社を創立せしめたるの外、東洋拓殖株式會社に土地改良部を設置し、約十萬町歩の代行を擔當せしむることとしたり。而して當初に於ては兩社共相當の業績を擧げ得べきことを豫期したるも實績は概ね之に反し、殊に近時財界の不況竝に米價暴落の爲企業熱衰退し、一會社を以て優に之を消化し得べき状態となり、兩社の併立は各其の會社經濟の維持を困難ならしむるに至れるを以て、之が改善策として二社の併立制を改め之を一社とし、代行業務の外に朝鮮開發上重要な使命を有する東洋拓殖株式會社の代行業務を廢止し、朝鮮土地改良株式會社をして専ら之に當らしむることとせり。依て東洋拓殖株式會社に於ては新規代行を廢し、現に代行中に屬するもの完了を俟て其の職員中優秀なる者は漸次之を朝鮮土地改良株式會社に引繼ぎ採用せしむることとし、之が爲同社は從來に比し代行業務を増加し、營業狀態を好轉すると共に優秀なる技術員を配置して代行上の過誤を防止し得るのみならず、將來會社の收益増加するときは代行手数料の引下を行はしめ、以て企業を有利ならしめんことを企圖したるものにして、東洋拓殖株式會社に於ては昭和六年八月十五日附を以て其の職制を改正して土地改良部を廢し、昭和七年六月末日代行業務完了と共に之を廢止したり。

第二節 水利組合

(一) 水利組合の概況

水利組合は光武十年（明治三十九年）水利組合條例發布後之を政府監督の下に公的法人の經營として獎勵したるに始まり、該規程は併合後も存続したりしが其の内容簡に失し、急激なる時勢の進展に伴ひ簇出せんとする組合新設の機運に順應し能はざるの感あるを以て、大正六年七月朝鮮水利組合令を公布し同年十月舊令を廢止すると同時に施行し、組合の制度一段の整備を來すに至れり。然れども水利組合設立に必要とする事業の調査設計の完備には適當なる技術者と多額の經費とを要し、而も斯の如き一時的の調査に相當の技術者を得ること困難なる爲、水利組合に關する制度は面目を改めたるに拘らず事業の興起遅々たるものあり、明治四十一年より大正八年度末に至る十二箇年間に於て組合設置を爲したるもの十六、此の蒙利面積三萬六百八十町歩に過ぎず、之が爲大正八年四月水利組合補助規程を制定し、企業者の申請に依り政府に於て事業の調査設計を施行すると共に、工事費に對し百分の十五以内の補助金を國庫より交付する途を開きたるが、大正九年十二月別途土地改良事業補助規則を制定し、事業に對する助成は從來の水利組合に對するもの外更に個人經營の事業に對しても補助金を交付することとし、同時に補助率も工事の種類に依り二割乃至三割に増率したる爲事業漸く勃興するに至り、大正九年度以降大正十四年度末に至る六箇年間に於て設立したる

もの五十一、此の蒙利面積七萬二千四百五十三町歩に達したり。更に産米増殖計畫の更新に依り新に低利資金の斡旋供給、事業の代行機關の整備を期し、次で昭和二年土地改良令を制定し從來の灌漑排水及水害豫防の外、新に土地の交換、分合、開墾、地目變換其の他同令第一條に定むる事項を行ひ得ることに事業能力の擴張を爲し、且法令上諸種の特典を付與する等一層保護助成を厚くたる結果、益企業の進展を見るに至り大正十五年度以降昭和六年度末に至る六箇年間に於て設立したるもの百二十四、此の蒙利面積十萬一千二百五町歩、外に既設水利組合にして區域の擴張を爲したるもの二十四、此の蒙利面積一萬八千三百五町歩に達し、現在組合總數百九十一、此の蒙利面積二十二萬二千六百四十三町歩を算するに至れり。（組合廢止、合併及區域變更のものは夫々加除更正す）（第十六表參照）

(二) 既設水利組合の救済

(イ) 高利債の借替

既設水利組合中産米増殖計畫更新前即ち大正十四年度迄に工事を施行したるものは、政府の助成充分ならざりしのみならず、概ね其の事業資金高利率にして、年八分五厘乃至九分五厘程度の高利の債務を有し、組合員の負擔頗る過重にして經營困難を來したるもの少からず、此等高利債を有し經營圓滑を缺ける組合に對しては、大正十三年度及同十四年度に於て地方公共資金として大藏省預金部資金各四百萬圓宛の融通を受け、此の大半を水利組合に割當て大正十三年度に於て三百四十五萬餘圓、同十四年度に於て百九十萬九千餘圓の

高利債を借替へしめ、財政上危急を要する組合を一時救済したりと雖、大正十五年産米増殖計畫更新後設置したる組合に比し其の債務尙著しく高利率にして、彼此權衡を得ざるのみならず、財界の不況漸次深刻の度を加ふるに鑑み、昭和二年度に於て地方公共團體高利債借替資金として融通を受けたる預金部資金二百萬圓の中百六十九萬六千圓を水利組合に振向け、又昭和四年度に於て特殊水利組合高利債借替資金及土地改良事業一般高利債借替資金一千百萬圓の融通を受け、此等高利債の一部を借替へしめたるを以て稍其の負擔を緩和することを得たり。

然れども右融通額のみにては借替後の平均利率尙年八分程度の高率なる組合も少からず、未だ以て充分なりと云ひ得ざるのみならず、昭和五年秋收季以來著しき米價の暴落は農家經濟に深甚なる打撃を與へ、組合費の負擔に堪へずとなし延納運動等非常手段に出づるものもあり、事態斯の如くあるに於ては組合財政の基礎を動搖し、其の維持管理を困難ならしめ之が存立を危殆に陥らしむるに止まらず、産米増殖計畫遂行上一大障礙を來するの虞あり、延て統治上に及ぼす影響少からざるものあるを慮り、之が對策として次項記述の組合費徴收上の諸施設等を講ずるの外、大藏省に接衝を重ね昭和五年度に於て四百萬圓、昭和六年度に於ては三回に互り二千四百八十萬圓の低利資金の融通を受け、産米増殖計畫に屬する組合中一部成績不良のものをも加へて高利債の借替を行はしめ、以て組合員の負擔を軽減すると共に組合財政の安定を期したり。之を要するに大正十三年度以降高利債の借替を爲したる金額は産米増殖計畫更新前即ち大正十四年度迄に五百三

十五萬九千餘圓、大正十五年度以降昭和六年迄四千十四萬七千餘圓、合計四千五百五十萬七千餘圓に達せり。

(第二十表乃至第二十二表參照)

(ロ) 組合費徴收上の施設

前述の通昭和五年度秋收季以來深刻なる財界の不況と空前の農作との結果、米價は著しく暴落を來し籾石當六、七圓臺となり、水利組合の設置計畫に定めたる收益採算の基礎たる籾の價格石當十圓乃至十二圓程度との較差甚だしきを來し、豫定の收穫を得るも尙收支相償はざる狀況にして、組合費の徴收頗る困難なるを豫想せられ、組合財政經理上憂慮すべきものあるに鑑み、昭和五年度に於ては之が對應措置として、各組合毎に道又は郡職員立會の上收穫量の調査を嚴密に行ひ、地主の全收益(總收益の六割)より生産費(公課、肥料代、管理費)として反當平均約四圓以内を控除したる殘額全部を組合費に充當するも尙不足を生ずる場合は、該不足額に相當する組合費の延納を認容するの外、極力一般經費を緊縮すると共に臨時施設の事業は成るべく繰延を爲し、積立金の繰入及積立停止を行はしめ、債務の償還期間及据置期間の延長を認め、又は債務償還期日の變更を爲し歳出に剩餘を生せしめて負擔軽減の方途を講じ、以上の方法を講ずるも尙歳入の不足するものに限り新規起債を認めたり。

右の外組合費徴收の便宜上組合員生産の籾を組合の責任に於て保管し、之に對し低利資金を斡旋供給して組合費に充當する方法を講じ、其の納入を容易ならしめたるもの二十三組合、此の組合費充當額七十八萬

五千圓に達せり。(第二十三表參照)

次で昭和六年度組合費徵收期に於ても米價依然として回復の見込なく、加ふるに作柄一般に良好ならざりし等の爲、組合員の苦痛一層深甚なるものあるを以て、特に地主負擔力の限度に於て組合費を賦課し、負擔力を超過する部分は之を減免することとせり。即ち右負擔力の計算に付ては全收穫量の六割より組合設置前の收穫量の五割を控除したるものを地主の收得とし、十一月初旬の時價換算額より更に增收を擧ぐるに必要な營農費の増加額を控除したる剩餘額を事業に依る増収益即ち負擔力の最高限度と看做し、組合費を右負擔力の範圍内に於て賦課することとせり。

右の結果昭和六年度組合費を徵收すべき百五十三組合中、負擔力不足の爲減免を爲したるもの八十八組合、其の歩合五割七分に相當し、此の組合費豫算額八百八萬一千餘圓中減免を爲したる金額三百七十五萬六千餘圓に達し、其の豫算額に對する歩合四割六分に當れり。

而して右減免に依る歳入缺陷に付ては前年度同様の措置を講じて歳出の節約金を充當し、尙不足額に付ては起債に依り補填せしむることとし、右起債に付ても總額二百二十一萬八千餘圓中九十七萬七千圓は低利資金を融通し、將來に於ける負擔緩和を圖れり。(第二十四表參照)

以上の通極めて寛大なる措置を執りたる結果、組合員の負擔著しく輕減したるのみならず、同年十二月金の輸出再禁止後一般物價の高騰に伴ひ、米價も相當騰貴し來り組合員の採算一層有利となりたる爲、組合費

の徵收概して良好なる成績を收むることを得たり。

(ハ) 不良水利組合の整理

既設水利組合中天災其の他の不可抗力に因り不測の損害を蒙り、又は當初の調査設計不完全なる爲數度の設計變更、追加工事を施行したる結果起債著しく増嵩し、其の他水量の不足又は區域内地區の滲透多き爲、植付不能の箇所を生ずる等事業計畫に齟齬を來し、爲に組合の財政極度に疲弊困憊し組合存立上眞に憂慮すべき状態に達著し、現状の儘放置するを許さざるに至れるものあり。此等のものに付ては一般既設水利組合に優先して高利債の借替其の他の措置を講じたる外、更に積極的に改良工事を施行し蒙利區域の安定を圖り以て組合財政の基礎を確立せしむることとし、之が工事費に對しては國庫より特別補助金を交付して工事の施行を容易ならしめ、又は灌漑の指導を爲し、農事の改良を勵行せしめて組合員の負擔力涵養を圖る等各種の救濟施設を行ひ、大體に於て所期の効果を收むることを得たるも、三、四の組合に於ては遂に根本的事業の蹉跌を來し、事業繼續の見込なきに至りたるを以て、關係組合員及債權銀行の犠牲的負擔竝に國庫の特別補助に依り組合を廢止したり。其の廢止したる組合の概況左の如し。

○石岡水利組合

本組合は平安北道博川郡靑龍面地内七十一町歩を蒙利區域とし、灌漑を目的として大正十年三月三十一日設置に係るものなり。而して佳之川堰堤の築造其の他の灌漑設備を爲したるも、區域内滲透多量にして漸く

二十町歩餘を灌漑し得るに止り、其の收穫量は反當豫定三石一斗に對し漸く大正十一年一石八斗、大正十二年一石三斗に過ぎず、其の他の土地は田として利用するの現況にして組合の維持經營困難となれるのみならず、寧ろ開墾地も従前の通田地として利用する方有利なるを認め、昭和二年二月二十五日組合を廢止したり。之が廢止に依り堰堤其の他の工作物は佳之川對岸博川郡北面地内灌漑事業經營者に賣却し、組合債務六千九百餘圓は大正十三年度組合費二千四百餘圓及工作物賣却代四千六百圓を以て完済せり。

○三浪津水利組合

本組合は慶尙南道密陽郡下東面地内百一町歩を蒙利區域とし、其の中央を貫流せる廣川の川口に閘門を設けて洛東江の汎濫を防止するを目的として、大正十四年五月三十日設置したるものなり。然るに大正十四年及同十五年の二箇年間引續き大水害を蒙り、之が復舊工事施行の爲組合財政は著しく疲弊し維持經營困難となれるを以て、組合の施設に依りて利益を受くる状態にある地區百九町歩餘を新に組合區域に編入すると共に、從來の區域に對する組合費賦課率も約二割を増額し、又一面道地方費より一萬九千圓の補助金交付を受け、此等財源に依りて昭和二年及同三年の二箇年間に組合債全部の償還を爲したる上組合を廢止することとし、爾來豫定の通處理完了したるを以て昭和五年一月十七日之を廢止したり。而して防水閘門は之を三浪津面に移管して維持管理を爲さしめつつあり。

○津南水利組合

本組合は京畿道長湍郡津南面地内臨津江右岸に沿ひたる地區二百六十八町歩を蒙利區域とし、灌漑、排水及水害豫防を目的として大正十一年十月十三日設置したるものなり。然るに大正十二年七月之が工事の大部分を完成したるも、同年八月以降毎年連續して水害を蒙り、殊に大正十四年の大洪水に因り當初築造したる防水堤は勿論、其の後再三修復したる防水堤も全部流失し、加之組合區域の大部分は土砂埋没の爲殆ど利用の見込なき荒蕪地と化し、組合の存續不可能となりたるを以て遂に昭和五年三月三十一日組合を廢止したり。而して組合債務中利子未拂額四萬一千餘圓は債權銀行たる朝鮮殖産銀行に於て之を拋棄し、元金十八萬三千餘圓は組合員に對する一時賦課金十七萬一千餘圓及昭和四年度一般歳計剩餘額一萬二千圓を以て完済せり。

○文幕水利組合

本組合は江原道原州郡建登面及富論面地内五百三十町歩を蒙利區域とし、灌漑及排水を目的として大正八年七月十八日設置認可を受け、翌九年六月主要工事を完成したるものにして、爾來大正十五年度迄連年水害を蒙りたる結果、蒙利面積著しく減少し、之が復舊工事費の支辨竝に歳入缺陷の補填等に要する多額の追加起債を爲したる爲、特別補助金の交付又は低利資金の融通の方法等に依り財政救済の手段を盡したるに拘らず、組合員の負擔の如きも當初計畫組合費反當四圓六十八錢に對し十四圓二十六錢に激増し、其の過重甚だしきものありて組合の財政經理殆ど不能の状態に陥れるに際し、昭和五年七月更に大水害に遭遇したる結果、遂に事業を繼續し能はざる状態となり組合廢止の外方策なきに至れり。依て組合債務中利子未拂額十三萬三

千圓は之を朝鮮殖産銀行に於て債權を拋棄し、元金五十萬二千圓に付ては特に國庫より補助金二十四萬二千五百圓を交付し、殘餘二十五萬九千五百圓を組合員の負擔として債務を完済し、昭和六年十月三十一日組合を廢止したり。而して組合の工作物は組合員たりし者を以て土地改良稷を組織して之を繼承し、維持管理を爲すこととせり。

○旌善水利組合

本組合は江原道旌善郡北面に所在し、在來の土地改良稷の事業を繼承して既設物を買收すると共に追加改良工事を施行し、蒙利區域百二十八町歩の灌溉設備の完成を圖らんとするものにして、昭和三年九月十七日設置したるものなり。爾來順調に事業繼續中の所昭和五年七月未曾有の大水害に遭遇し、組合の工作物殆ど全部を破壊流失したるの外、組合區域内の耕地の大部分流失又は土砂埋設したる爲、事業繼續不可能の狀態に陥りたるのみならず、假に復舊工事を施行するも將來の水害に對し絶對安全なりと保證し難き狀況なるを以て、寧ろ此の際組合を廢止するを得策と認め、特に國庫補助金一萬九千五百圓を支出し、組合員負擔額を二萬六千五百圓と定め合計四萬六千圓を以て元金を完済するの外、利子未拂額三千圓は朝鮮殖産銀行に於て債權を拋棄することとし、昭和七年三月三十一日組合を廢止したり。

第三節 水利組合に依らざる土地改良事業

(一) 水利組合に依らざる灌溉改善事業

韓國政府時代に在りては灌溉事業の企業經營に付何等の取締を加ふることなく、全く民間の自由に放任せられたりしも、其の計畫、設計の良否は直接企業者自身の利害休戚に關するは勿論、他の灌溉、排水、道路又は治水事業等公共の利益に影響すること少からず、加之動もすれば營利的灌溉事業經營者が農民の理數に通せざるに乘じ、利益を壟斷せんとする虞なきにあらざるを以て、大正元年九月通牒を發し堤堰、沢の修築、浚渫に依るものを除き、其の新設、再興及機械力に依る揚水の設備は總て官の認許を受けしむるの制を設け、之が設計を審査し、且灌溉關係の内容を検する等其の監督を嚴重に行ひ、以て農民が不測の損害を蒙るが如きことなきを期せり。其の後之が監督を一層周密にし、其の堅實なる發達を期す。爲昭和二年十二月朝鮮土地改良令を發布し、個人又は共同に依る土地改良事業は總て同令に依り保護監督を加ふることとせり。右方針に基き總督府の認許を受け又は朝鮮土地改良令に依り認可を受け、國庫より補助金を交付したる灌溉事業は昭和六年度末現在地區數八十九、其の面積九千四百九十九町歩なり。(第十七表參照)

(二) 國有未墾地及公有水面

朝鮮に於ける國有未墾地及公有水面(干潟地、沼澤地を謂ふ)の所在、面積及分布の狀況に付ては正確なる調査を行ひたるものなく、從て明確に其の狀況を知るに由なしと雖、相當の施設を爲すに於ては開墾及干拓に適するもの隨所に存在せり。其の種類の主なるものは河邊荒蕪地、山麓傾斜地及干潟地にして、河邊荒

蕪地及山麓傾斜地は咸鏡南、北道地方に於て一地區の面積數百町歩乃至數千町歩に達する集團地あるも、其の他は概ね各地方に散在して集團せるもの少く、干潟地に在りては地勢上西及南の海岸に多く、一地區にして數百町歩乃至數千町歩に達するもの少からず。之が相當施設を爲すに於ては利用し得べき概觀的面積干潟地二十萬七千餘町歩、河邊荒蕪地七萬三千餘町歩、山麓傾斜地八十一萬八千餘町歩、合計百九萬九千餘町歩とす。(第二十五表參照)

(イ) 國有未墾地の處分

舊韓國政府時代に於ては國有未墾地利用許可の統制を缺き、且地籍明確ならざりしを以て國有及民有の區分截然たらず、其の他利害關係を確めずして漫然利用許可を與へたる等の結果、常に紛擾を惹起し、一面因襲の久しき冒耕侵奪の弊風依然矯正せらるるに至らず、國有未墾地の利用處分に付特別の新法令の制定を促し、光武十年七月國有未墾地利用法の發布を見るに至れり。該規程は現在に於ても存續せるが、之が貸付は其の土地に於て一定の事業を爲すを條件とし、事業成功したるときは付與又は拂下ぐるものにして、産米増殖計畫實施後耕地改良擴張に關する基本調査の進捗に伴ひ、之が利用を出願する者増加し、昭和六年度末現在に於て付與又は拂下げたるものの累計一萬二千二百二十九件、其の面積二萬三千六百二十八町歩に達せり。

(第十八表及第二十六表參照)

(ロ) 公有水面の處分

公有水面(干潟地、沼澤地を謂ふ)は從來國有財産として國有未墾地利用法に依り處分し來りたるも、大正十三年八月朝鮮公有水面埋立令の施行せらるるに至り總て本令に依り處分することとなれり。而して公有水面埋立に關する事務は主として内務局に分掌せしめつつあれども、産業政策上農業の目的を以てする公有水面中沼澤及干潟の埋立に關する事項は之を土地改良部の主管とせり。之が埋立免許は事業成功後竣功認可に依り企業者に於て埋立地の所有權を取得するものにして、埋立免許の出願は逐年増加の趨勢を示し、殊に昭和四年度以降國庫補助率を五割に増率したる結果、採算一層有利となりたる爲事業頓に勃興し、昭和六年度末に於て竣功認可を爲したるもの累計千四百四十二件、其の面積一萬五千三百一十町歩に達せり。(第九表及第二十七表參照)

(三) 小規模土地改良事業の助成

朝鮮に於ける畚の大半を占むる天水畚は灌漑の設備全くなき爲、輕微の旱魃にも直に激甚なる被害を免れず、毎年の收穫は一に天候の順否に俟つの外なく、之が耕作に従事する農民の生活は極めて不安定なる現狀に在り。殊に此等の天水畚は多く山間部の耕地狹小なる地方に介在するを以て、大規模なる企業の素地に乏しき農村に於ては特に之が灌漑施設を急務とするのみならず、農村振興上最も緊要なる所とす。然るに産米増殖計畫は三十町歩以上の地區の灌漑設備の改善に限り助成するの方針の下に樹立せられ、土地改良事業補助規則も亦此等の地區に非らざれば適用せられざる結果、事業面積三十町歩未滿の灌漑設備の改善又は工事

費豫算額五千圓未滿の小規模事業に對しては専ら地方廳に於て助成の方法を講せしめ、補助金の如きも道地方費の支出に俟つこととしたれども、道地方費財政の現状は之が助成に充分の力を致すの餘裕なきを以て、昭和五年度以降道地方費に對し國庫補助金を交付し、道地方費補助と併せて五割程度の補助金を支出せしめ、以て小規模土地改良事業の促進を図ることとせり。而して本事業に對し國庫補助金を支出したるもの昭和五年度一萬圓、昭和六年度二萬五千餘圓、合計三萬五千餘圓とす。(第二十八表參照)

第四節 土地改良事業地耕作者移住招致の獎勵

開墾、干拓事業は他の土地改良事業に比し其の工事相當困難なるに止らず、開墾、干拓地の存する地方は畚に乏しきを例とするを以て、開墾に當り米作に經驗ある耕作者を得ること極めて困難なる事情あり。殊に干拓地に在りては除鹽作業を併行せざるべからざるを以て、一般耕地に比し農業に練熟せる精農を必要とし、從來の實績に徴するも耕作者の良否は其の事業成績に重大なる影響あるを以て、優良なる小作農を招致するは事業の目的達成上最も緊要なる所とす。然れども優良農民の招致には移住に要する旅費、住宅建設費及移住後相當の收穫を得るに至る間の生活費を企業者に於て支給せざるべからざるも、多額の工事費支出の外更に移民に對する出費を爲すは企業者の負擔甚だしく増嵩し頗る苦痛とする實狀なるを以て、之が獎勵の爲昭和四年十一月開墾干拓地移住獎勵補助規則を制定し、移住旅費及住宅建設費の一部として一戸當五十圓を超

えざる範圍内に於て、國庫補助金を交付するの途を開きたり。其の後開墾、干拓地以外の水利組合區域内に於ても農業勞力不足し、所期の開墾不能の狀況に在る箇所も少からざるに鑑み、昭和七年一月土地改良施行地移住獎勵補助規則を制定すると共に舊規程は之を廢止し、其の施行範圍を擴張したり。而して昭和四年度前記規程施行後昭和六年度迄三箇年間に於て國庫補助金を交付したるもの事業地十六、補助戸數二千四百八十二、補助金交付額約十二萬四千圓とす。

附
表

年 度	昭 和 元 年 度	二 年 度	三 年 度	四 年 度	五 年 度	六 年 度	七 年 度	八 年 度	九 年 度	十 年 度	十 一 年 度	十 二 年 度	計
灌 溉 改 善	一五、五〇〇	一五、五〇〇	一四、五〇〇	一二、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、四〇〇	二二、一〇〇	一九五、〇〇〇
地 目 變 換	七、五〇〇	七、五〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一四、〇〇〇	九〇、〇〇〇
開 墾	二、〇八五	二、〇八五	二、〇〇〇	二、二〇〇	三、〇〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	三、七八〇	三一、九五〇
干 拓	四、一六五	四、一六五	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	三、一二〇	三三、〇五〇
計	二九、二五〇	二九、二五〇	二七、五〇〇	二二、二〇〇	二八、四〇〇	二九、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、四〇〇	四四、〇〇〇	三五〇、〇〇〇

第一表 土地改良事業計畫一覽表
(一) 土地改良施行面積 (單位町)

(二) 土地改良事業資金所要額 (單位圓)

年 度	總 額	構 成	
		國庫補助金	企業者調達資金
昭和元年度	一三、〇六九、〇〇〇	二、五九八、〇〇〇	一、三七九、〇〇〇
同 二 年 度	二二、四〇二、〇〇〇	四、六八一、〇〇〇	三、二八二、〇〇〇
同 三 年 度	二四、七二七、〇〇〇	五、二八一、〇〇〇	三、二二六、〇〇〇
同 四 年 度	二一、三一五、〇〇〇	四、七六二、〇〇〇	二、一三九、〇〇〇
同 五 年 度	二一、六〇二、〇〇〇	四、九二二、〇〇〇	一、一五二、〇〇〇
同 六 年 度	二二、三九七、〇〇〇	五、一八八、〇〇〇	一、二五八、〇〇〇
同 七 年 度	二二、七一七、〇〇〇	五、三〇四、〇〇〇	一、三〇八、〇〇〇
同 八 年 度	二二、二四六、〇〇〇	五、一九二、〇〇〇	一、三〇二、〇〇〇
同 九 年 度	二二、二四六、〇〇〇	五、一九二、〇〇〇	一、三〇二、〇〇〇
同 十 年 度	二二、二四六、〇〇〇	五、一九二、〇〇〇	一、三〇二、〇〇〇
同 十 一 年 度	二二、四一〇、〇〇〇	五、二二一、〇〇〇	一、三〇二、〇〇〇
同 十 二 年 度	二二、八〇二、〇〇〇	五、四八五、〇〇〇	一、四五二、〇〇〇
同 十 三 年 度	一八、六四〇、〇〇〇	四、一〇九、〇〇〇	一、五六九、〇〇〇
同 十 四 年 度	五、五一四、〇〇〇	一、九四三、〇〇〇	九四、〇〇〇
計	二八五、三三四、〇〇〇	六五、〇七〇、〇〇〇	二二、〇六七、〇〇〇
			一九八、一九七、〇〇〇

(三) 米の增收見込額 (單位石)

區 分	面 積	增 收 額 (石)		摘 要
		反 當 總 額	海 上 額	
灌 溉 改 善	一九五、〇〇〇町	一・〇五	二、〇四七、五〇〇	
地 目 變 換	九〇、〇〇〇	一・八五	一、六六五、〇〇〇	
開 墾	三一、九五〇	一・五五	四九五、二二五	
干 拓	三三、〇五〇	一・五五	五一二、二七五	
計	三五〇、〇〇〇	一・三五	四、七二〇、〇〇〇	

第二表 耕地改良擴張基本調査施行面積表 (單位方里)

道 名	總 面 積	基本調査施行面積		摘 要
		陸 上	海 上	
京 畿 道	八三一	八三一・〇〇	五〇・三五	
忠 清 北 道	四八一	四八一・〇〇	一	
忠 清 南 道	五二六	五二六・〇〇	一八・〇三	
全 羅 北 道	五五三	五五三・〇〇	二一・一一	

道名	總面積	基本調査施行面積			摘要
		陸上	海上	水上	
全羅南道	九〇〇	九〇〇・〇〇		八〇・一三	
慶尙北道	一、二三一	一、二三一・〇〇			
慶尙南道	七九八	七九八・〇〇		一・八三	
黃海道	一、〇八五	一、〇八五・〇〇		四一・七三	
平安南道	九六八	九六八・〇〇		五六・五一	
平安北道	一、八四四	一、八四四・〇〇		二八・三二	
江原道	一、七〇三	一、七〇三・〇〇			
咸鏡南道	二、〇七三	二、〇七三・〇〇			
咸鏡北道	一、三一九	一、三一九・〇〇			
計	一四、三一二	一四、三一二・〇〇		二九八・〇一	

第三表 土地改良施行可能地區調査年度別工種別面積表 (單位町)

年度	地區數	工種別面積					道水路其他敷地	計
		灌溉改善	地目變換	開墾	干拓	防		
大正九年度	八七	10,574	1,304	714	1,506	1,000	—	14,767

第四表 土地改良施行可能地區道別工種別面積表 (單位町)

年度	地區數	工種別面積					道水路其他敷地	計
		灌溉改善	地目變換	開墾	干拓	防		
同十年度	三〇〇	7,101	2,649	4,584	1,789	183	1,968	14,483
同十一年度	四〇〇	6,641	2,910	6,034	2,336	283	1,534	13,109
同十二年度	五六六	7,990	4,740	2,131	2,777	—	2,688	16,876
同十三年度	三三七	3,441	1,481	1,999	1,933	30	6,970	5,685
同十四年度	二二三	3,704	6,141	1,577	380	—	4,198	4,603
同十五年度	106	1,264	1,143	1,737	—	—	3,054	2,734
昭和二年度	一一三	2,614	10,751	208	3,000	—	5,850	4,961
同三年度	三七	7,844	2,117	115	—	—	1,371	11,477
同四年度	三元	836	2,844	174	—	—	540	4,394
計	二,156	33,915	14,564	16,162	7,357	1,496	83,764	650,558

道名	地區數	工種別面積					道水路其他敷地	計
		灌溉改善	地目變換	開墾	干拓	防		
京畿道	一八〇	3,333	5,897	461	6,444	—	7,332	54,446
忠清北道	四八	2,568	2,965	133	—	—	2,573	18,262
忠清南道	二七五	4,834	4,676	2,044	2,279	30	2,275	77,088

道名	地區數	工種別面積						計
		灌溉改善	地目變換	開墾	干拓	防	水	
全羅北道	三三	三五、七三	一、八三	三九	四、六五八			三七、七四
全羅南道	三〇五	四、一〇〇	四、一七六	一、二九三	一〇、〇〇一			七五、三六
慶尙北道	一九	三、二七三	四、二三四	三三三				三八、九〇
慶尙南道	一九八	三、七九九	五、三四五	二、九四六	八七七	一、二六三		三七、六三三
黃海道	三〇五	五、四九六	三、七八七	三、七四四	一七、三九九	一八三		一三三、八三三
平安南道	一八五	二八、三五一	一〇、〇四六	二、四六一	七、七四五			六四、〇〇一
平安北道	七	一〇、〇七九	一〇、〇一一	一〇〇	四、四五五			二八、九五七
江原道	八二	七、八七八	四、四三六	三三二	五			一四、二八一
咸鏡南道	一四三	一八、三〇八	二八、五三七	七九五				五五、三七七
咸鏡北道	一〇三	五、四一五	一五、六七〇	一、四七三				二、四三三
計	二、五八	三九、九一五	一四五、六四四	一六、三六二	七三、三五七	一、四九六	八三、七八四	六五〇、五五八

第五表 耕地改良擴張基本調査施行所要經費豫算及決算表 (單位圓)

年度	豫算總額	決算總額	摘要
大正九年度	一八一、五九九	一七六、九〇一	

年度	面積 (町)	面積 (町)
同十一年度	二四〇、五五九	二三三、九三九
同十一年度	四三〇、三九七	三九九、五四四
同十二年度	四二二、七八三	四一八、三三一
同十三年度	四三八、五八九	四一二、七六七
同十四年度	三五三、三三四	三四八、二五一
同十五年度	二〇二、三八〇	一九四、三五二
昭和二年	二〇二、三八〇	一九六、〇二二
同三年度	二〇二、三八〇	一九一、一三六
同四年度	一八四、八七二	一八〇、七六二
同五年度	一〇、三六六	八、六四八
同六年度	一〇、〇六八	二、六四九
計	二、八七九、七〇七	二、七六三、三〇二

第六表 産米増殖計畫更新前の土地改良施行面積表 (單位町)

年度	豫定計畫	實績	手合		竣功	
			比較増△減歩合%	豫定計畫	實績	比較増△減歩合%
大正九年度	一一、〇〇〇	五、七〇〇	△ 五、三〇〇	三三%	—	—

年次	著		手		竣		功	
	豫定計畫	實績	比較増△減	歩合	豫定計畫	實績	比較増△減	歩合
大正十一年	三、一〇〇	三、五九〇	△ 五〇	九%	九、三〇〇	四、五〇〇	△ 四、八〇〇	四九%
同 十二年	三、四〇〇	一六、四〇〇	△ 一、九五〇	五八%	二、三〇〇	二〇、七五〇	△ 一八、四五〇	四九%
同 十三年	三、七〇〇	一五、一五〇	△ 一八、四五〇	四〇%	三、六〇〇	一六、六九〇	△ 一三、〇九〇	六三%
同 十四年	三、七〇〇	一九、八一〇	△ 一五、一一〇	五九%	三、四〇〇	一四、六五〇	△ 一三、二五〇	五八%
計	一六、五〇〇	九七、五〇〇	△ 六七、〇〇〇	五九%	一三、一〇〇	七六、〇〇〇	△ 四七、九〇〇	六二%

第七表 産米増殖計畫更新後の土地改良施行面積表 (單位町)

年次	著		手		竣		功	
	豫定計畫	實績	比較増△減	歩合	豫定計畫	實績	比較増△減	歩合
昭和元年度	二九、二五〇	四六、八四〇	△ 一七、五八〇	一六%	—	二、一九一	二、一九一	—
同 二年度	二九、二五〇	一四、四六四	△ 一四、七八六	四九%	三、〇〇〇	六、〇三五	△ 一六、九六五	二六%
同 三年度	二七、五〇〇	二〇、二四九	△ 七、二五一	七四%	二九、二五〇	一三、三六七	△ 一五、八八三	四六%
同 四年度	三三、一〇〇	四〇、一九四	△ 七、九九四	一二%	二七、七五〇	二六、三三七	△ 一、四一三	九五%
同 五年度	二八、四〇〇	一六、三五九	△ 一一、〇四一	五八%	三〇、〇〇〇	四七、六七四	△ 一七、六七四	一九%
計	一六五、六〇〇	一四九、六四四	△ 一六、九五六	九〇%	一三三、一〇〇	一四、五九九	△ 一八、五六一	八七%

(一) 著手

第八表 産米増殖計畫更新後の土地改良施行面積工種別内譯表 (單位町)

年次	豫定計畫				實績				歩合					
	改善	灌漑	地目變換	開墾	改善	灌漑	地目變換	開墾	改善	灌漑	地目變換	開墾	干拓	干拓
昭和元年度	一五、五〇〇	七、五〇〇	二、〇七五	四、一六五	二七、六三三	六、〇四七	五、四四三	七、七三三	一七、八	八〇%	二六%	一八、五%	一六〇%	—
同 二年度	一五、五〇〇	七、五〇〇	二、〇七五	四、一六五	七、四八〇	五、〇八八	二、七三	一、六二四	四八	六六%	一三%	三九	四九%	—
同 三年度	一四、五〇〇	六、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、三七七	七、二七四	一、五七	一、〇七	七	一〇〇%	七六%	三七	七四%	—
同 四年度	一三、〇〇〇	六、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二六、三七八	一一、五六二	八〇	一、四三三	三〇	一〇〇%	三七	七三	一八一%	—
同 五年度	一七、〇〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	七、六四〇	四、四七四	六六	三、六四三	四	一〇〇%	三三	一五三	五八%	—
同 六年度	一七、〇〇〇	七、〇〇〇	二、八〇〇	二、二〇〇	五、六〇三	一、九一八	三三	三、三三〇	三	一〇〇%	八〇	一五二	三八%	—
計	九一、五〇〇	四一、〇〇〇	一四、一七〇	一八、九三〇	八五、〇五七	三六、三六三	八、九三四	一八、八三〇	九	九三%	六三%	九九	九〇%	—

(二) 竣功

年 度	豫 定 計 畫				實 績				步 合				
	灌 溉 改 善	地 目 變 換	開 墾	干 拓	灌 溉 改 善	地 目 變 換	開 墾	干 拓	灌 溉 改 善	地 目 變 換	開 墾	干 拓	計
昭和元年度	—	—	—	—	—	—	—	—	%	%	%	%	%
同 二 年 度	二五,五〇〇	七,五〇〇	—	—	一,二六六	三〇一	二〇三	—	二	三	—	五九	四六
同 三 年 度	一五,五〇〇	七,五〇〇	二〇,八五五	—	三,二八五	一,六八七	九五九	—	五	三〇	—	—	—
同 四 年 度	一四,五〇〇	七,〇〇〇	二〇,八五五	—	七,九三三	二,二五九	七三五	—	一三	—	—	—	—
同 五 年 度	一七,〇〇〇	六,〇〇〇	二〇,〇〇〇	—	四,〇二二	一九,八三三	四,九一三	—	一〇	—	—	—	—
同 六 年 度	一七,〇〇〇	六,〇〇〇	二〇,〇〇〇	—	三,七六三	五,四五三	五九五	—	七	—	—	—	—
計	七四,五〇〇	三三,〇〇〇	八,七〇〇	—	六六,三〇〇	三三,五四五	八,三四〇	—	八九	九	—	—	—

第九表 産米増殖計畫更新後の土地改良施行面積企業者別内譯表 (單位町)

年 度	區 分 著 手	竣 功						未 竣 功
		昭 和 元 年 度	同 二 年 度	同 三 年 度	同 四 年 度	同 五 年 度	同 六 年 度	
昭 和 元 年 度	水利組合	—	—	—	—	—	—	—
	水利組合に依らざるもの	四一,一九四	五,三六四	七,一四七	一三,七二六	一三,五五六	—	—
計	水利組合	—	—	—	—	—	—	—
	水利組合に依らざるもの	(四)〇三(八)	(四)五(五)	五〇七	(七)三(三)	四五五	(七)八(八)	(一)七八(四)
		(四)〇三(八)	(四)五(五)	五〇七	(七)三(三)	四五五	(七)八(八)	(一)七八(四)

年 度	區 分 著 手	竣 功						未 竣 功
		昭 和 元 年 度	同 二 年 度	同 三 年 度	同 四 年 度	同 五 年 度	同 六 年 度	
同 二 年 度	水利組合	—	—	—	—	—	—	—
	水利組合に依らざるもの	二二,三四七	一五,四〇	三,七〇〇	一,二六三	六,七三〇	—	—
計	水利組合	—	—	—	—	—	—	—
	水利組合に依らざるもの	(一)九四(四)	(一)五(四)	(五)九(七)	(三)三(三)	(七)六(七)	(二)七(七)	(三)三(三)
同 三 年 度	水利組合	—	—	—	—	—	—	—
	水利組合に依らざるもの	一九,〇一五	一五,四〇	一,七〇七	八,八三〇	五,二七二	—	—
計	水利組合	—	—	—	—	—	—	—
	水利組合に依らざるもの	(二)七(六)	(四)五(五)	(五)七(七)	(四)三(一)	(三)三(三)	(三)六(六)	(三)三(三)
同 四 年 度	水利組合	—	—	—	—	—	—	—
	水利組合に依らざるもの	三八,五六〇	一五,四〇	—	一,六〇〇	一九,八三〇	—	—
計	水利組合	—	—	—	—	—	—	—
	水利組合に依らざるもの	(一)九四(四)	(一)五(四)	—	(四)三(一)	(三)三(三)	(三)六(六)	(三)三(三)
同 五 年 度	水利組合	—	—	—	—	—	—	—
	水利組合に依らざるもの	一一,七二四	—	—	—	—	—	—
計	水利組合	—	—	—	—	—	—	—
	水利組合に依らざるもの	(一)三〇(〇)	—	—	—	—	—	—
同 六 年 度	水利組合	—	—	—	—	—	—	—
	水利組合に依らざるもの	六,五八三	—	—	—	—	—	—
計	水利組合	—	—	—	—	—	—	—
	水利組合に依らざるもの	(一)三〇(〇)	—	—	—	—	—	—

年 度	區 分 著 手	竣 功						未 竣 功	
		昭 和 元 年 度	同 二 年 度	同 三 年 度	同 四 年 度	同 五 年 度	同 六 年 度		
計	水利組合 水利組合に 依らざるもの 計	二九,三三三 三九,一五三 (九,三三〇) 一五八,四七四 (九,三三〇) 計	一,四二一 二,〇三六 (一,四二八) 三,四三九 (一,二四八)	五,七三三 三,四一八 (四四八) 六,〇八〇 (四四八)	二,五三〇 一,四三三 (五九四) 一三,九六一 (五九四)	三,五四九 一,七五七 (八三九) 二七,一六六 (八三九)	四六,〇〇四 四,七七九 (三,一〇九) 五〇,七八三 (三,一〇九)	一六,七三六 三,六五〇 (一,四六五) 二〇,三三九 (一,四六五)	三,四九九 一五,一五六 (三,一〇〇) 三六,六五五 (三,一〇〇)

備考 本表中括弧内の数字は水利組合区域内の事業にして内書したるものとす。

第十表 産米増殖計畫更新後の土地改良事業資金実績表 (單位圓)

年 度	豫 定 計 畫			實 績			歩 合		
	國庫補助金	企業者調達資金	政府幹旋資金	國庫補助金	企業者調達資金	政府幹旋資金	國庫補助金	企業者調達資金	政府幹旋資金
昭和元年度	二,五九八,〇〇〇	一,三九七,〇〇〇	九,〇九二,〇〇〇	六七〇,九九四	三,八六九,〇〇〇	六,七〇九,六〇六	二六%	二八%	七四%
同 二 年 度	四,六八一,〇〇〇	三,二八二,〇〇〇	四,四三九,〇〇〇	三,七九五,六三三	一,八八六,〇〇〇	三,七三二,六三七	八二%	五七%	八三%
同 三 年 度	五,二八一,〇〇〇	三,三三六,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,四六四,四九三	一,二九八,〇〇〇	三,六四四,九二六	六六%	四〇%	七〇%
同 四 年 度	四,七六二,〇〇〇	二,一三九,〇〇〇	四,四四四,〇〇〇	三,八七六,七三三	一,七九三,〇〇〇	三,一七四,四三六	八二%	八四%	八四%
同 五 年 度	四,九三三,〇〇〇	一,一五三,〇〇〇	四,五五六,〇〇〇	三,八三七,一一一	八七〇,〇〇〇	二,九四四,九六四	七六%	三五%	七七%
同 六 年 度	五,一八八,〇〇〇	一,二五八,〇〇〇	四,九二二,〇〇〇	四,〇四八,九一八	一,九六九,〇〇〇	三,〇一七,九一八	七六%	一五%	四四%
計	二七,四三三,〇〇〇	一三,四三六,〇〇〇	一八,五八四,〇〇〇	二九,五五三,三三三	一三,六八四,三三〇	二七,〇七五,七五〇	七三%	四九%	七五%

備考 一 國庫補助金の交付率左の如し、但し特殊の事情ある場合は此の制限に依らざることあり。

- (一) 灌 漑 改 善 二 割
- (二) 地 目 變 換 二 割 五 分
- (三) 開 墾 三 割
- (四) 干 拓 五 割 (昭和四年度以前は三割)

二 企業者調達資金は水利組合に依らざる土地改良施行者の各年度工事費本府検定額を基礎として計算したる概算額とす。

第十一表 昭和六年度土地改良施行に依る米の增收高表 (單位石)

區 分	組合又は 地區數	作付面積	總 收 穫 量			反 當 收 穫 量			
			施 行 前	施 行 後	差 引 増	施 行 前	施 行 後	差 引 増	
産米増殖計畫更新 前のもの	水利組合 水利組合に 依らざるもの 計	六一 六六 二七	八二,四九三 六〇,八八 八八,五八一	八〇六,五三六 七三,七〇八 八七九,二六四	二,四四五,〇〇七 一,三三〇,三〇四 二,五五〇,三一一	一,六二八,四七一 六二,五五六 一,六八二,〇二七	九八 一,一九 九九	二,九四 二,三三 二八九	一,二六 一,〇三 一九〇
産米増殖計畫更新 後のもの	水利組合 水利組合に 依らざるもの 計	九 九〇 八五	八〇,一七九 五,七九二 八五,九七一	九九,六六九 六二,五五四 一,〇五八,九三三	二,〇三六,〇二〇 一〇二,七〇四 二,一三九,七二四	一,〇三九,七〇二 四〇,一五〇 一,〇七九,八五二	一,三四 一,〇八 一三三	二,五四 一,七七 二四八	一,三〇 〇,六九 一三五

第十三表 水利組合に依らざる土地改良施行区域内に於ける米の増收高表 (單位石)

區分	年 度	地區數	作付面積	總 收 穫 量			反 當 收 穫 量		
				施行前	施行後	差引増	施行前	施行後	差引増
前産米増殖計畫更新のもの	昭和三年度	四八	三、〇九六町	三、七三四	六〇、四六四	三六、七四〇	一、〇三三	一九五	一九五
	同 四年度	五八	四、八〇〇	五五、二八三	八、八八七	二七、五三三	一、二四	一七三	一七三
	同 五年度	六五	五、九三二	七五、三三四	一三、八八六	五八、四九三	一、二七七	二二六	二二六
産米増殖計畫更新後のもの	昭和三年度	四七	三、二五六	二四、六四五	六四、六四七	四〇、〇三三	・七五	一九八	一九八
	同 四年度	六一	四、六五四	四五、二六一	七六、〇〇九	三〇、七四八	・九七	一六三	一六三
	同 五年度	八〇	六、七七六	七三、〇五七	一一四、六三三	五三、五四五	一、〇七	一八五	一八五
合 計	昭和三年度	九五	六、三三三	五六、三三九	一一五、一一二	六八、七八三	・八八	一九六	一九六
	同 四年度	一九	九、四六四	一〇〇、五四三	一五八、八二六	五八、二八三	一、〇六	一六七	一六七
	同 五年度	一四五	一三、六四七	一四七、三九一	二三八、四二六	一一一、〇三七	一、二六	二〇四	二〇四
同 六年度	同 六年度	一五六	一八、八〇〇	一三五、三〇三	二三八、〇〇八	一〇三、七〇六	一、一三	二〇一	二〇一
	同 六年度	一五六	一八、八〇〇	一三五、三〇三	二三八、〇〇八	一〇三、七〇六	一、一三	二〇一	二〇一
	同 六年度	一五六	一八、八〇〇	一三五、三〇三	二三八、〇〇八	一〇三、七〇六	一、一三	二〇一	二〇一

備考 前表の備考は本表に之を準用す。

第十四表 米の生産高表 (單位石)

年 度	總 收 穫 量		水利組合区域内		水利組合に依らざる		其 他		備考
	作付面積	反當收穫量	作付面積	反當收穫量	作付面積	反當收穫量	作付面積	反當收穫量	
昭和元年度	一、五八七、九六六町	二、一四三、〇〇一、五七一	七、六九六町	二、六一一、八七一、一五二	町				%
同 二年度	一、六〇二、三三三	二、三九三、八四一、九七一	一一、七六四	二、二二二、三三三、六〇六					
同 三年度	一、五二七、七五五	一、九七三、〇六六、〇五六	一〇、〇〇九	二、二七〇、二八六、〇九八	六、三三三	一、九六	一一、四〇五、三九四	一、九三二七、〇三四、八四七	一〇
同 四年度	一、六三三、〇六五	一、八六三、〇四八、三三四	一三、五三〇	三、八三〇、五八六	九、四六四	一、六七	一、五〇一、〇七二	一、七六二六、四八、九二二	一一
同 五年度	一、六六二、〇一〇	二、五六四、六三三、七二七	一三、七一八	三、〇七四、三三四、六三七	一一、六四七	二、〇四	一、五二二、一八五	二、五三三、一四〇、六四三	一二
同 六年度	一、六七四、六一〇	二、一〇三、二七三、三三二	一六、二六三	四、四六二、〇七七	一一、八八〇	二、一〇	一、五〇〇、〇五八	二、〇四三、〇三〇、五七四、二四六	一三

備考 一 本表は各年度に於ける全鮮の籾の收穫量に付調査したるものとす。

二 昭和元年及同二年度は水利組合に依らざる土地改良施行区域内の收穫高調査なき爲掲記せず。

第十五表 穀價表 (單位圓)

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
昭和元年	一四・七	一五・〇	一五・三	一五・七	一五・三	一五・六	一六・九	一六・五	一四・七	一四・三	一三・四	一三・七	一五・〇
同二年	二二・九	二四・四	二四・九	二四・九	二五・四	二五・四	二五・〇	二四・一	二二・九	二一・五	二〇・七	二〇・九	二三・六
同三年	二二・七	二三・三	二二・六	二二・九	二二・七	二二・九	二二・五	二二・九	二二・三	二一・六	二一・八	二一・五	二一・八
同四年	二二・六	二二・六	二二・八	二二・七	二二・九	二三・三	二三・七	二三・〇	二三・〇	二二・〇	二一・五	二一・〇	二一・〇
同五年	二〇・九	二一・〇	二一・四	二一・〇	二一・三	二一・八	二一・八	二一・九	二一・九	二一・三	二一・六	二一・七	二一・二
同六年	五・六	五・九	六・二	六・三	六・七	六・五	七・三	七・七	七・〇	六・三	六・四	七・〇	六・六
平均	二一・五	二一・七	二一・八	二一・九	二二・〇	二二・三	二二・五	二二・五	二二・七	二二・七	二二・一	二二・一	二一・五

備考 本表は概中等品の全鮮石富平均價格を調査したるものとす。

第十六表 水利組合一覽表

組合名	組合區域	設置年月日	事業目的	蒙利面積		計	工事費總額	工事竣功の別
				蒙利面積	面積			
麗華	水原郡日蒨面外一面	大正 八・五・三	灌溉、排水	二四五町	二四五町	二四五町	二、八八〇	竣功
深谷	抱川郡新北面	八・二・五	同	七九	七九	七九	三、〇〇〇	同
長芝	水原郡東灘面外一面	九・七・五	同	六三	六三	六三	一五、五〇〇	同
陽東	金浦郡陽東面	一〇・九・五	灌溉、排水及防水	六五〇	六五〇	六五〇	五八三、五〇七	同
臨津	富川郡桂南面	一〇・一・四	灌溉、排水	三二〇	三二〇	三二〇	一九三、八五三	同
永北	坡州郡臨津面	一〇・一・四	灌溉、排水	三二〇	三二〇	三二〇	一九三、八五三	同
陽北	抱川郡永北面	一一・一・三	同	六七七	六七七	六七七	六三九、〇九四	同
陽川	金浦郡陽東面外一面	一一・一・三	灌溉、排水及防水	五九五	五九五	五九五	二七〇、九四四	同
富平	金浦郡桂南面外三面	一二・四・九	同	四九九	四九九	四九九	二、八〇六、七八五	同
利川	富川郡高村面外一面	一二・四・九	同	一三三	一三三	一三三	九三、三七八	同
廣州	利川郡夫鉢面	一五・三・八	同	一三三	一三三	一三三	九三、三七八	同
水龍	廣州郡東部面外一面	昭和 二・三・三	同	六八六	六八六	六八六	三、四七、三六四	同
豐德	龍仁郡水枝面外一面	二・八・七	灌溉、排水	七四七	七四七	七四七	三、九九、五五三	同
蘇萊	開豐郡大聖面外三面	四・二・〇	同	一七二	一七二	一七二	一、二五三、九五三	同
金浦	富川郡蘇萊面	四・五・三〇	同	一八六	一八六	一八六	九八、二八三	同
計 (一四)	金浦郡高村面外五面	五・三・六	同	六、三〇	七、九三	一四、二六三	八、三二、七四一	未竣功

忠 清 北 道

組合名	組合區域	年設 月日置	事業目的	蒙 利 面 積		工事費總額	工事竣功未 竣功の別
				更新前 の面積	更新後 の面積		
義林地	堤川郡堤川面	大正 八・六・三	灌溉	二七町	—	五、六九四	竣功
明岩堤	清州郡清州邑外一面	九・七・九	同	一八〇	—	八四、四七四	同
忠州	忠州郡忠州邑	二・四・一	灌溉、排水	一七一	—	一七、三五六	同
蓮州	清州郡江外面	二・七・六	同	一五	—	三九、五八四	同
桃岩堤	清州郡梧倉面	明和 二・三・六	灌溉、排水及防水	一五	—	五、八〇〇	同
池灘里	沃川郡伊院面	二・三・〇	灌溉	四三	—	二、五〇九	同
宮坪	清州郡江外面	二・六・一	灌溉、排水	三〇	—	一〇〇、五七九	同
秋嶺	永同郡黃金面	三・九・六	灌溉	一四〇	—	七、一四〇	同
大加味	忠州郡忠州邑	四・四・〇	同	六三	—	三、一〇一	同
鯉潭	槐山郡甘勿面	四・六・四	同	一三五	—	八、四一〇	同
陽山	永同郡陽山面	四・六・四	同	九五	—	三、九九六	同
安南	沃川郡安南面	五・二・六	同	一六四	—	一四、三八〇	同
筓極	陰城郡筓極面	五・三・三	同	一七七	—	一三、五〇〇	同
計 (一三)				九一	一、四四四	一、一七、四六九	

忠 清 南 道

組合名	組合區域	年設 月日置	事業目的	蒙 利 面 積		工事費總額	工事竣功未 竣功の別
				更新前 の面積	更新後 の面積		
馬九坪	論山郡夫赤面	明治 四三・三・一	灌溉、排水	三三	—	三四、七五六	竣功
新灘津	大田郡北面	大正 九・二・五	同	一五〇	—	八七、八〇〇	同
梧鳳堤	唐津郡新平面	一一・一・三	灌溉	—	—	二九、〇〇〇	同
舒川	舒川郡舒川面外五面	一三・四・二	灌溉、排水	—	—	二、〇一一、三六八	同
碧井堤	洪城郡廣川面外一面	一三・一〇・二	灌溉	—	—	二八、〇九一	同
溫陽	牙山郡溫陽面外二面	一五・一・六	同	四〇	—	五、四八、九四九	同
牛城	公州郡牛城面	明和 二・九・一	灌溉、排水及防水	—	—	三〇、七四二	同
大弘堤	天安郡成歡面	二・一・三〇	灌溉	—	—	一七、七六六	同
長南	燕岐郡南面	二・一・三〇	灌溉、排水	—	—	一六、四〇四	同
道高	公州郡長岐面	二・一・三〇	同	—	—	一六、四〇四	同
林川	牙山郡道高面外一面	三・三・三	同	—	—	四、九三、三三三	同
鴻山	扶餘郡林川面外一面	四・三・三〇	同	—	—	四、七、三三〇	同
世道	扶餘郡玉山面外二面	四・三・三〇	同	—	—	五、〇六、七六六	同
新禮院	扶餘郡世道面外一面	四・一〇・一〇	同	—	—	一〇、九、〇〇〇	同
計 (一四)	禮山郡禮山面	五・七・三	同	四、〇五〇	五、〇八八	一、一八、〇七〇	

全 羅 北 道

沃溝西部	沃溝郡沃溝面外一面	明治 四三・三・八	灌溉、排水	四九〇	—	九、五四八	竣功
益山	沃溝郡益山面外二面	四三・二・一	同	三、三四三	—	一七、九三三	同

組合名	組合區域	年設月日	事業目的	蒙利面積		工事費總額	工事竣功別
				更前	更後		
全益	益山郡春浦面	明治 四三・二・二四	灌溉、排水	一、四四五	一、四四五	一、八、五〇〇	竣功
古阜	全州郡參禮面 益山郡興德面 益山郡里邑外二郡	大正 五・五・二	同	四、二八五	三	四、五、三〇〇	同
益沃	益山郡里邑外一面 沃溝郡大野面外七面	九・二・五	同	八六六	一〇、一〇八	四、八、一、九四三	同
龍進	全州郡龍進面	一・八・八	同	一七〇	一七〇	一三六、〇〇〇	同
赤城	淳昌郡赤城面	一四・六・三〇	同	一四〇	一四〇	五九、四一六	同
東津	金堤郡外二郡 金堤邑外十九面	一四・八・九	同	三三	一八、五〇〇	九、四、〇、八四六	同
王永	益山郡王宮面	明和 五・三・七	同	三七三	三七三	三三、三〇〇	同
助元	井邑郡永元面	五・八・二五	同	一四八	一四八	一九、六〇〇	同
廣村	全州郡助村面	五・一〇・四	灌溉	一九	一九	一八、八〇〇	同
廣石	全州郡伊西面	六・三・三	同	三〇	三〇	一六、五九〇	同
望雨	全州郡伊西面 金堤郡龍池面	六・三・三	同	四八	四八	三〇、三七九	同
計(一三)				一九、三九六	三九、三三七	一五、六、五、三五五	
靈光	靈光郡佛甲面外四面	大正 一三・二・五	灌溉、排水及防水	二、六〇〇	二、六〇〇	一、七、八、〇〇〇	竣功
松旨	海南面松旨面	一四・五・三〇	灌溉、排水	三〇〇	三〇〇	一九、七〇〇	同
平洞	羅州郡平洞面 羅州郡東谷面	一四・二・一〇	灌溉	一〇一	三六一	一四、七、〇〇〇	同

組合名	組合區域	年設月日	事業目的	蒙利面積		工事費總額	工事竣功別
				更前	更後		
黃龍	長城郡黃龍面外一面	一五・四・三	灌溉、排水	一三六	一三六	三、四、三、四〇	同
馬山	求禮郡馬山面	三・三・三	灌溉	三三	三三	一、九、四、三、四	同
古今	莞島郡古今面	三・三・三	灌溉、排水	一一	一一	九、五、八、一〇	同
谷城	谷城郡谷城面外一面	三・三・三	灌溉	七〇	七〇	三六、〇〇〇	同
本良	羅州郡本良面	四・五・三	同	一九	一九	一四、四、三〇	同
鶴山	羅州郡老安面	五・一・三	同	六五	六五	三、九、〇〇〇	同
仁德	光陽郡光陽面	五・四・七	同	七七	七七	四、七、七、〇〇	同
骨若	光陽郡骨若面	五・九・九	灌溉、排水	五八	五八	六、六、三、九一	同
大馬	靈光郡大馬面	五・九・九	灌溉	一六五	一六五	一七、四、〇、〇〇	同
黃山	海南郡黃山面	五・一〇・六	灌溉、排水	八一	八一	八、六、三、三八	同
松汀	光州郡松汀面外二面	五・二・三	同	一、三、一、九	一、三、一、九	三〇、三、六、四九	未竣功
多侍	羅州郡多侍面外一面	五・二・三	灌溉	六三	六三	四、三、九、〇、〇〇	同
龍山	珍島郡龍山面	六・三・二	灌溉、排水及防水	一九七	一九七	一六、四、四、一三	同
三鄉	務安郡三鄉面外一面	六・三・三	灌溉	三八九	三八九	二七、三、九、四三	同
大村	光州郡大村面	六・四・八	同	二九三	二九三	五九、五、七、五	竣功
計(一八)				四、九、二、九	七、九、七、九	四、五、七、六、六〇	
迎日	迎日郡大松面外二面	大正 五・二・三	灌溉、排水	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一六、九、七、一	竣功

附表

組合名	組合區域	設置年月日	事業目的	蒙利面積		工事費總額	工事竣功別
				計	積		
普門	慶州郡慶州邑外一面	大正一〇・四・二〇	灌溉、排水	三八〇町	三八〇町	四一、〇〇〇円	竣功
壽城	達城郡壽城面外一面	一三・五・二六	同	三七〇町	三七〇町	一六七、二八一	同
慶山	慶山郡慶山面外三面	昭和一四・八・三三	同	三六六町	一、〇三八町	五〇九、七四五	同
比安	義城郡比安面	昭和三三・三・二九	同	七九町	一、〇三四町	三〇九、五九二	同
東部	達城郡壽城面	三三・三・二七	同	一三〇町	一三〇町	八八、九〇一	同
蓮湖	慶山郡孤山面	四・七・八	同	九六町	九六町	七九、七六五	同
西面	慶州郡西面外一面	五・一・二四	同	九六町	一、〇一〇町	五三七、七七七	同
安康	慶州郡江西面外一面	五・七・三	同	一、〇五〇町	一、〇五〇町	六五九、〇一五	同
琴湖	永川郡琴湖面外一面	六・二・六	同	五三三町	五三三町	三五五、一三三	未竣功
解類	慶山郡瓦村面	六・二・九	同	四九〇町	四九〇町	三四八、九七六	同
仁同	達城郡解類面	六・三・三	同	八六町	八六町	七四、九八〇	竣功
八達	達城郡達西面	六・三・四	同	五〇町	五〇町	一五、七三六	未竣功
計(一三)				二、五二六町	七、〇七七町	三、〇八二、六二三	
大金	金海郡金海邑外二面	大正元・二・九	灌溉、排水及防水	一、九九七町	一、九九七町	一六三、九八四	竣功
金海	金海郡大渚面	五・二・四	同	一、八〇七町	一、八〇七町	一五九、五〇〇	同

附表

下東	金海郡下東面	九・一・三三	同	六九八町	一四町	七二二	四三、五二五	同
都泉	昌寧郡都泉面外一面	九・三・一九	同	一四七町	一四七町	一四七	四七、〇〇〇	同
大山	昌原郡大山面外一面	九・二・六	同	一、三五〇町	一、三五〇町	一、三五〇	九七、〇〇〇	同
咸安	咸安郡伽倻面外三面	一〇・三・七	同	一、一三三町	一、一三三町	一、一三三	一〇一、〇〇〇	同
北同	昌原郡北面	一〇・五・三三	同	三〇七町	三〇七町	三〇七	三二、〇〇〇	同
初同	密陽郡初同面	一〇・二・二八	同	四三町	四三町	四三	七九、〇〇〇	同
梁山	梁山郡梁山面外二面	一一・三・三	同	一、一七〇町	一、一七〇町	一、一七〇	一、三四、〇〇〇	同
東面	昌原郡東面外一面	一一・一〇・六	同	八三三町	八三三町	八三三	八四、九三〇	同
下南	密陽郡下南面外二面	一一・二・三五	同	一、八七六町	一、八七六町	一、八七六	一、四五、七七八	同
靈南	昌寧郡靈山面外四面	一四・二・二二	同	一、〇三三町	一、〇三三町	一、〇三三	一、三六、八七七	同
第二咸安	咸安郡伽倻面外二面	一四・三・二一	同	五八〇町	五八〇町	五八〇	六一九、八一	同
鼓谷	昌寧郡南谷面	一五・二・三五	同	一三三町	一三三町	一三三	四三、三〇〇	同
中谷	蔚山郡中谷面	一五・四・六	灌溉、排水	一三三町	一三三町	一三三	一八七、三三九	同
鯨江	河東郡河東面外一面	昭和一五・四・一七	灌溉、排水及防水	一〇〇町	一〇〇町	一〇〇	三九、五〇〇	同
密陽	密陽郡密陽邑外一面	昭和三三・三・八	同	七七八町	七七八町	七七八	一一、一一五	同
蔚山	蔚山郡蔚山邑外三面	三・九・三六	灌溉、排水	二五六町	二五六町	二五六	六六、五九三	同
蔚山	蔚山郡蔚山邑外三面	四・二・二九	灌溉、排水及防水	一一二五町	一一二五町	一一二五	六三九、八九一	同
府北	密陽郡府北面外一面	五・二・二二	灌溉、排水	一〇一〇町	一〇一〇町	一〇一〇	五三三、九〇八	同
池谷	咸陽郡池谷面	五・一〇・四〇	同	九九町	九九町	九九	七九、八一〇	同

附表

組合名	組合區域	設 置 年 月 日	事業目的	蒙 利 面 積		工事費總額	工事竣工功 別
				更前 の 面積	更後 の 面積		
熊上	梁山郡熊上面	昭和 六・三・三六	灌溉、排水	一三三町	一三三町	八九、三四八	竣工功
安平	東萊郡鐵馬面	六・三・三三	同	四八	四八	二八、六九三	同
固城	固城郡固城面外三面	六・三・三三	同	八八〇	八八〇	四四六、〇〇三	未竣工功
酒川	晋州郡井村面 酒川郡酒川面外二面	六・三・三三	同	八二一	八二一	三三三、五五五	同
第二密陽	密陽郡上南面	六・三・三三	灌溉、排水及防水	四五〇	四五〇	四三〇、三六六	同
明徳	昌寧郡昌寧面	六・五・六	灌溉	七〇	七〇	三九、二七	竣工功
龜巖	泗川郡泗川面	六・七・九	同	五〇	五〇	一六、八六三	同
柳谷	宜寧郡柳谷面	六・七・七	同	三五	三五	一一、七九	同
大淵	東萊郡西面	六・七・三	同	三三	三三	一七、六六	同
龍門	固城郡東海面	六・二・五	灌溉、排水	五〇	五〇	三三、七〇一	同
巨濟	統營郡巨濟面	六・二・八	同	七三	七三	四三、四〇	同
計(三二)				一四、二八四町	一四、二八四町	一一、四六七、四一	
白陽	金川郡好賢面	大正 一三・五・五	灌溉、排水	三五	三五	一一、九〇〇	竣工功
延寧	延海郡海城面外五面 海州郡青松面外三面 載寧郡外一郡載寧面 外八面	一四・二・九	同	六、八一七	九、五〇八	四、一九九、〇〇〇	同
安海	統營郡巨濟面	一五・〇・六	灌溉、排水及防水	九、七七五	九、七七五	六、八二七、七三八	同

平安南道

仙山	海州郡西邊面	一五・二・二四	灌溉	五〇	五〇	三五、七〇〇	同
雙津	雙津郡北面外三面	昭和 二・三・三六	灌溉、排水	一、一九四	一、一九四	六八六、八三四	同
載寧	載寧郡花山面外三面 信川郡加連面外三面	二・三・三〇	灌溉、排水及防水	三、六一六	三、六一六	二、六四二、八六五	同
溫泉	雙津郡馬山面	三・〇・三三	灌溉、排水	六九三	六九三	四一〇、九九九	同
黃海	延白郡延安面外四面 海州郡秋花面	四・三・三〇	同	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	七、八七、一一六	同
長陽	松禾郡長陽面	四・七・八	同	五二四	五二四	三五九、九九〇	同
翠野	海州郡西邊面外四面	四・〇・三〇	同	三、一〇七	三、一〇七	一、七〇一、八〇四	同
信川	信川郡信川面外三面	五・九・六	灌溉、排水及防水	四二、三三三	四四、一四九	二六、一六九、四一七	未竣工功
計(一一)				二、九二六	四二、三三三		
大同	大同郡南兄弟山面	大正 一〇・八・三三	灌溉、排水	一七	三四三	九七、一〇〇	竣工功
江西	江西郡水山面外二面	一三・二・二六	同	一	一、三三五	七六〇、一〇〇	同
同和	大同郡南串面外一面	一五・四・二四	灌溉	四四	四四	二四三、七〇〇	同
平安	中和郡唐井面	一五・九・三九	灌溉	四、五五六	四、五五六	二、七〇七、三三六	同
美林	大同郡在京里面外三面 大同郡秋乙美面外一面	昭和 二・二・三〇	灌溉、排水	五二六	五二六	一〇三、五四八	同
順南	順川郡内南面外二面	三・二・六	同	一、四九〇	一、四九〇	一、〇七〇、八八〇	同
股山	順川郡股山面	四・三・六	同	五一	五一	三三、一四〇	同
水院	大同郡柴足面	四・六・四	同	五六六	五六六	四一、九、六四〇	同

附表

附表

組合名	組合區域	設置年月日	事業目的	蒙利面積		工事費總額	工事竣功別
				更新前のもの	更新後のもの		
望日	大同郡古平面	昭和五・四・七	灌溉、排水	—	—	四三、五九一	竣功
青龍	大同郡青龍面	五・六・九	同	—	—	一一、九二五	同
慈山	順川郡慈山面外二面	七・二・七	同	九、四三三	一、三〇〇	七三、七〇九	未竣功
計(一一)				一、六五〇	一、〇七三	六、四〇五、六五九	
平 安 北 道							
大正橋	龍川郡府内面外五面	大正三・〇・三	灌溉、排水	七、六五四	—	四、四八、三六三	竣功
三川	龍川郡楊下面外一面	六・五・八	灌溉、排水及防水	八〇〇	—	四六五、六〇〇	同
同仁	定州郡大田面外三面	九・九・三	同	三、一八三	一、〇三九	三、二七、二六六	同
博川	博川郡西面	一三・一・六	灌溉、排水	二、四三三	—	一、二二〇、七四〇	同
龜泰	龜城郡五峰面	一四・二・六	同	七七八	—	五、一五、一〇〇	同
楊市	龍川郡楊光面外一面	一五・八・二	同	—	—	三〇、六九三	同
楊光	龍川郡楊光面外一面	一五・九・九	同	—	—	四八、七二七	同
光津	龍川郡楊光面	三・三・三	同	—	—	一、五、五〇〇	同
楊光	義州郡光城面外一面	三・八・二	同	—	—	三三、〇〇〇	同
光城	義州郡古津面	三・一〇・六	同	—	—	三三、三三〇	同
忠流	龍川郡楊光面	三・一〇・六	同	—	—	三三、三三〇	同
花田	慈城郡慈城面	三・二・六	同	—	—	三三、〇〇〇	同
計(一二)				—	—	—	

江 原 道

三嘉	博川郡東面外三面	四・三・八	同	—	—	六八〇	四一三、三〇〇	同
古邑	義州郡古津面	四・八・九	同	—	—	一八一	七六、八〇〇	同
新豐	定州郡新安面	四・九・〇	同	—	—	一〇六	七六、八〇〇	同
龍江	寧邊郡少林面	五・五・〇	同	—	—	一九五	五五、九〇〇	同
漢場	渭原郡崇正面	五・五・五	灌溉	—	—	九三	二七、四四五	同
松長	義州郡松長面外二面	六・九・三	灌溉、排水	—	—	八五〇	四一五、二〇六	未竣功
龜城	龜城郡方峴面外三面	六・二・三	同	—	—	一、六九〇	九八、三八〇	同
五峰	龜城郡五峰面外一面	六・二・三	同	—	—	五三九	二六八、四四五	同
西城	泰川郡西城面	七・二・一〇	同	一四、六〇七	—	一九五	五三、五一〇	同
計(一〇)				—	—	—	—	
江 原 道								
於雲	平康郡南面	大正九・二・七	灌溉、排水	—	—	二一〇	三四四、三三〇	竣功
高城	高城郡高城面外一面	一・四・一	同	—	—	—	一七、〇〇〇	同
中央	鐵原郡東松面外七面	一一・〇・四	同	—	—	—	五〇〇	同
中淵	平康郡南面	一一・一・三	同	—	—	—	—	同
亭淵	鐵原郡南面	一五・二・三	同	—	—	—	—	同
牛頭	春川郡新北面	二・一・八	同	—	—	—	—	同
牛頭	金化郡近北面外一面	三・三・三	同	—	—	—	—	同
金化	伊川郡東面	三・三・三	同	—	—	—	—	同
平安	平康郡西面	三・三・三	同	—	—	—	—	同
計(一一)				—	—	—	—	

附表

附表

組合名	組合區域	年設置	事業目的	蒙利面積		工事費總額	工事功別
				計	積		
伊川	伊川郡伊川面外一面	七・三・三	同	九、七〇〇	五、二四四	八、四九六、二六〇	同
龍塘	伊川郡板橋面	六・四・五	同	六二〇	七五	二八、四八八	未竣功
住谷	平康郡南面	四・九・六	同	一〇七	七五	三〇、九六〇	同
蘭谷	淮陽郡蘭谷面	三・六・四	灌溉、排水	六〇〇	一〇七	三六、九〇〇	竣功
合計(一一)				一四、九四八	六〇〇	一四、四九六、二六〇	
咸鏡南道							
安鶴	安邊郡鶴城面外一面	大正 一一・一・三	灌溉、排水	八九四	四三	三六、一〇〇	竣功
荏子	北青郡下車書面	一一・三・一	同	一七三	一七三	四九、〇〇〇	同
南大	端川郡波道面	三・三・二	同	四四九	四四九	九二、四六四	同
春柳	定平郡春柳面外一面	三・四・一	灌溉	一〇九	七	三〇、九〇〇	同
良德	北青郡德城面外二面	一四・二・一〇	同	一、二四五	一、二四五	一〇七、一〇〇	同
州翼	洪原郡州翼面	三・九・五	灌溉、排水	三九七	三九七	八三、四〇〇	同
安邊	安邊郡文山面外一面	四・三・二	同	二、〇二〇	二、〇二〇	一、三二五、三六	同
咸興	咸州郡上岐川面外八面、定平郡朱伊面	四・四・〇	同	一、一〇〇	一、一〇〇	三、四八、九〇〇	同
山坪	高原郡山谷面	四・九・八	灌溉、排水及防水	八四	八四	三四、四八八	同
大山坪	永興郡横川面	五・二・六	灌溉	七六	七六	三、八四三	同
合計(一一)				一五、一八〇	一、九〇〇	一、八三六、九一九	
文林	定平郡文山面外一面	六・八・七	灌溉、排水	三、七〇	三〇	四九、九七五	未竣功
合計(一一)				一八、八八〇	二、〇〇〇	二、〇八六、一六四	

三〇

咸鏡北道

組合名	組合區域	年設置	事業目的	蒙利面積	積	工事費總額	工事功別
文林	定平郡文山面外一面	六・八・七	灌溉、排水	三、七〇	三〇	四九、九七五	未竣功
穰城	穰城郡穰城面外二面	大正 二・三・九	灌溉	八二	八五	三三、一五五	竣功
鶴東	咸州郡鶴東面	一四・〇・六	灌溉、排水	三	二二	六四、二四五	同
樂山	慶興郡蘆西面	一五・一・三	同	一、〇七	一、〇七	四〇、七七一	同
富寧	富寧郡富寧面	三・二・三〇	灌溉	五五	五五	一五、九七	同
花豐	會寧郡花豐面	二・二・九	灌溉、排水	一八〇	一八〇	四、七九〇	同
輪城	境城郡龍城面	三・一・七	同	一、六〇〇	一、六〇〇	四、七九〇	同
豆滿	富寧郡青岩面	三・七・〇	同	一、七六一	一、七六一	七五、七三	同
東海	慶源郡慶源面外一面	四・二・三	同	五五〇	五五〇	一五、〇三六	同
觀海	吉州郡東海面	五・一・八	同	五五	五五	一〇、八七〇	同
鏡城	鏡城郡梧村面	五・一・八	同	四九	四九	一〇、〇三二	同
合計(一九)				八、四三六	一三、六四三	一、一三、一四〇、〇三〇	

備考 工事費總額は事業計畫に依る設置本工事費及區域擴張工事費の合計額を掲記せり。

第十七表 水利組合に依らざる灌溉改善事業一覽表

京畿道		企業者	事業地	認可年月日	開蓄面積		工事費總額	工事竣功の別	
					更新前のもの	更新後のもの			計
忠清南道	計 (六)	東洋拓殖株式會社	水原郡龍岩面	昭和 二・三・三三	一町	三三町	一九、三三四円	竣功	
		東洋拓殖株式會社	高陽郡蘆島面	二・三・三九	一町	三六町	三一、八五七	同	
		西川健次郎	坡州郡坡平面、連川郡檜城面	三・四・四	一町	四九町	三九、八八八	同	
		神谷宗八	金浦郡霞城面	三・三・三三	一町	二七町	一七、三三五	未竣	
		李容宰	長湍郡長南面	四・〇・一五	一町	三〇町	三、九七五	竣功	
		金敬聲	連川郡嶺斤面	五・三・六	一町	九六町	六七、四六七	同	
		計				八二五	八二五	三二八、六六六	
		平春權治	扶餘郡窺岩面	大正 一三・一〇・九	一町	一町	四一	二二、三六三	竣功
		計 (一)				四一	四一	二二、三六三	
		宋鎮漢	全州郡助村面	大正 一三・一三・七	一町	一町	五三	二六、二六五	竣功
全羅北道									

全羅南道		企業者	事業地	認可年月日	開蓄面積		工事費總額	工事竣功の別	
					更新前のもの	更新後のもの			計
全羅南道	計 (九)	多木久米次郎	益山郡望城面	一四・二・二四	一三町	一三町	六、六五五	同	
		木村周吉	井邑郡永元面	一四・七・二四	二町	二町	九、四八八	同	
		伊藤長兵衛	全州郡龍進面	昭和 三・二・一九	一町	一〇町	二、四七三	同	
		稻原多嘉次郎	金堤郡孔德面	三・六・二七	一町	一三町	七、三〇八	同	
		茂宮秀	長水郡溪南面	二・九・一八	一町	二町	二六、八五六	同	
		八木正治	沃溝郡沃溝面	四・三・二五	一町	一八町	二四、二五九	同	
		新地里土地改良契	益山郡五山面	四・三・二七	一町	一五町	三、四五六	同	
		石田龜太郎	沃溝郡漕縣面	六・二・二七	一町	八八町	八、〇五五	同	
		計				六七〇	六八六	一九七、八七六	
		全羅南道	計 (九)	松原忠六	珍島郡珍島面	大正 九・一・三〇	四三	四三	八、五九八
申乃雨	高興郡道陽面			八・四・一	四五	四五	五、七三三	同	
李鍾弼	羅州郡旺谷面			一〇・五・七	六三	六三	八、九三九	同	
東洋拓殖株式會社	羅州郡細枝面			七・八・二八	三〇	三〇	五、五五三	同	
大池源二	海南郡溪谷面			九・二・一三	五五	五五	四九、九四五	同	
東洋拓殖株式會社	羅州郡細枝面			一三・五・六	八九	八九	一三、三三六	同	
東洋拓殖株式會社	光州郡大村面			一四・七・三	二〇六	二〇六	三三、五六七	同	
中部幾次郎	海南郡溪谷面			昭和 四・五・一四	一	二二	一八〇、五八九	同	
計						一一三	一一三	一八〇、五八九	

附 表

企 業 者	事 業 地	年 認 月 日 可	開 蓄 面		積 計	工 事 費 總 額	工 事 竣 功 未 別
			更新前のもの 産米増殖計畫	更新後のもの 産米増殖計畫			
玉山面土地改良契	海南郡玉山面	昭和 五・二・九	〇	一三	一三	三七、四八七	竣 功
西山吉兵衛	長興郡大徳面	昭和 五・九・七	〇	一八四	一八四	三八、三三三	同 竣 功
計 (一〇)			〇	一九七	一九七	三八、八一九	
徐 昌 圭	高靈郡高靈面	昭和 二・三・九	〇	二五	二五	四〇、〇九六	竣 功
龍岩沢土地改良契	開慶郡虎溪面	昭和 三・三・三	〇	三〇	三〇	五七、〇一九	同 竣 功
後坪土地改良契	青松郡眞寶面	昭和 五・二・六	〇	三三	三三	二五、一八六	同 竣 功
東明土地改良契	漆谷郡東明面	昭和 五・三・六	〇	三七	三七	二六、六九九	同 竣 功
龍沼池土地改良契	善山郡海平面	昭和 四・一・九	〇	三二	三二	二九、三三〇	同 竣 功
醴泉堤土地改良契	醴泉郡豐壤面	昭和 四・〇・三	〇	四八	四八	四三、八四三	同 竣 功
東洋拓殖株式會社	慶州郡西面	昭和 五・四・八	〇	三〇	三〇	三三、八三三	同 竣 功
新堤土地改良契	義城郡義城面	昭和 五・三・七	〇	三〇	三〇	一六、七五六	同 竣 功
若木土地改良契	漆谷郡若木面	昭和 五・三・三	〇	三六	三六	三三、八三三	同 竣 功
萬歳土地改良契	開慶郡虎溪面	昭和 五・二・三	〇	三七	三七	二七、六三三	同 竣 功
襄 基 哲	善山郡善山面	昭和 五・二・九	〇	三五	三五	二二、六九六	同 竣 功
計 (一一)			〇	四二	四二	三三九、九六六	

慶 尙 南 道

楠見忠三郎	昌寧郡南谷面	大正 一四・五・七	〇	一	一	一三、四一九	竣 功
阿部竹次郎	東萊郡沙上面	大正 一四・三・八	〇	七〇	七〇	四八、七六五	同 竣 功
東洋拓殖株式會社	金海郡駕洛面	昭和 一五・二・二五	〇	二九	二九	一九、〇〇四	同 竣 功
浮里沢土地改良契	蔚山郡彦陽面	昭和 六・三・三	〇	九八	九八	九、五〇七	同 竣 功
松下ふく	昌寧郡都泉面	昭和 三・三・〇	〇	五〇	五〇	一四、八四九	同 竣 功
吉田久吉	金海郡二北面	昭和 四・九・二八	〇	七五	七五	五〇、七〇九	同 竣 功
東洋拓殖株式會社	河東郡河東面、赤良面	昭和 六・三・七	〇	九四	九四	一三、一九三	同 竣 功
東洋拓殖株式會社	梁山郡上西面	昭和 六・四・七	〇	一九	一九	一一、九九五	同 竣 功
加川里象川里 土地改良契	蔚山郡中南面	昭和 六・三・三	〇	七三	七三	三三、三三七	同 竣 功
計 (九)			〇	五〇七	五〇七	二六、八八八	

黃 海 道

東洋拓殖株式會社	鳳山郡舍人面	大正 一四・九・五	〇	一	一	一八、七〇四	竣 功
西川健次郎	延白郡温井面	昭和 一五・六・一	〇	三六	三六	一八、三三五	同 竣 功
三井合名會社	金川郡金川面	昭和 三・三・〇	〇	三	三	二五、〇三〇	同 竣 功
東洋拓殖株式會社	信川郡北部面	昭和 二・三・九	〇	三三	三三	七三、四四三	同 竣 功
片倉殖産株式會社	黄州郡永豊面	昭和 三・六・七	〇	九四	九四	七三、八四六	同 竣 功
計			〇	一四	一四	七三、八四六	

附 表

企 業 者	事 業 地	年 認 月 日 可	開 備 面		計 績	工 事 費 總 額	工 事 竣 功 別
			開 備 面	計 績			
青木健三郎	安岳郡安岳面	昭和五・四・四	一町	九町	九町	一三、四〇〇	竣功
鈴木種一	安岳郡大遠面	大正五・三・三〇	一町	一三町	一三町	三三、三二七	同
久野臨吉	豊津郡交井面	大正一四・一〇・九	六町	七六町	七六町	二八、一五五	同
朝鮮興業株式会社	黄州郡永豊面	昭和三・二・一九	四町	四六町	四六町	四九、八九七	同
寶山土地改良契	平山郡寶山面	五・一〇・七	六九町	六九町	六九町	一〇、七二四	未竣
東洋拓殖株式会社	黄州郡黄州面	六・三・三	一八七町	一八七町	一八七町	五、九六三	同
東洋拓殖株式会社	載寧郡北栗面	六・一〇・一〇	四八八町	四八八町	四八八町	六八、五八一	竣功
金 鴻 亮	安岳郡文山面外二面	四・一・三〇	八九三町	八九三町	八九三町	三三、七三五	同
計 (一三)			一九〇	二、二六七	二、四七七	六四三、八二四	
東洋拓殖株式会社	大同郡大同江面	大正一四・七・一三	四町	四六町	四六町	二四、一七七	竣功
東洋拓殖株式会社	江西郡班石面	昭和二・二・一五	一八六町	一八六町	一八六町	二六、四〇一	同
東洋拓殖株式会社	大同郡大賣面	二・八・三〇	一〇八町	一〇八町	一〇八町	二八、七六七	同
鄭 觀 朝	大同郡大同江面	三・六・八	一〇一町	一〇一町	一〇一町	一一、四八三	同
玉 東 奎	大同郡大賣面	四・七・七	三三町	三三町	三三町	一四、〇四三	同
東洋拓殖株式会社	江西郡班石面	五・一〇・一五	八七町	八七町	八七町	一四、三六八	同
計 (六)			四六	四一四	四六〇	一一九、二五七	

企 業 者	事 業 地	年 認 月 日 可	開 備 面		計 績	工 事 費 總 額	工 事 竣 功 別
			開 備 面	計 績			
片倉殖産株式会社	寧邊郡獨山面	大正一〇・四・一〇	六町	六四町	六四町	四〇、六五二	竣功
劉 洛 慶	楚山郡古面	一三・四・一〇	三五町	三五町	三五町	六、四八九	同
李 泰 鉉	龍川郡龍川面	昭和三・一・一五	五〇町	五〇町	五〇町	四七、七三三	同
馬尙洞土地改良契	寧邊郡南松面	四・六・一〇	七九町	七九町	七九町	五、四六九	同
計 (四)			六五九	七九	七三八	四六一、三三三	
高 榮 伍 七	平康郡西面、伊川郡東面	大正九・三・一八	一〇六町	一〇六町	一〇六町	七七、三〇〇	竣功
富 田 保 次	鐵原郡於雲面、平康郡南面	九・二・一七	三〇九町	三〇九町	三〇九町	四九、八三〇	同
林 鳳 來	平康郡南面	一三・三・三	三〇町	三〇町	三〇町	二五、八六三	同
安 鐘 爽	平康郡南面	一四・九・一五	六町	六町	六町	三六、四三六	未竣
山田嘉太之丞	平康郡南面	昭和二・一〇・四	六六町	六六町	六六町	五三、二五八	竣功
伊 藤 虎 市	平康郡平康面	三・九・二九	九町	九町	九町	四八、〇六四	未竣
李 寅 鎔	平康郡平康面	六・四・三〇	五〇町	五〇町	五〇町	三三、三三四	竣功
金 化 壽	高城郡西面	六・七・三	五九町	五九町	五九町	四九、〇〇〇	同
計 (八)			一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	三六一、一四四	

咸鏡南道

企業者	事業地	認可年月日	開備面積		計	工事費總額	工事竣功未竣功の別
			更新前のもの	更新後のもの			
姜 鎮 齊	利原郡東面	大正 一一・八・二	六町	一町	七町	一五、八九円	竣功
朴 鳳 集	新興郡元平面	一一・三・一〇	四町	一町	五町	七、七五	同
韓 國 輔	永興郡宣興面	一一・三・一〇	一町	一町	二町	八、三三	同
林 昇 臣	永興郡横川面	一一・三・二一	七町	一町	八町	三、八六	未竣功
東洋拓殖株式會社	高原郡下鉢面	昭和 二・一・七	三	三	六	九、四二	竣功
西 原 敏 雄	端川郡波道面	三・六・六	五	三	八	一三、九〇	同
花子洞開畜契	北青郡下車書面	四・九・三	六	三	九	五、〇七	同
金 洛 鉉	端川郡波道面	五・二・三	三	三	六	二七、七六	未竣功
佐々木 秀	永興郡鎮平面	三・一〇・二	一	一	二	八七、四七	同
計 (九)			一九	一〇	二九	一九、八二	
朱乙土地改良契	鏡城郡朱乙温面	大正 一一・二・三〇	一〇〇	一	一〇一	四、六六	竣功
金 宅 奎	鏡城郡梧村面	一一・一・九	七	一	八	一三、三三	同
平野 斌	鏡城郡漁郎面	一四・九・五	一	一	二	一〇、四八	同
計 (三)			一〇七	二	一〇九	二八、五三	
合計 (八九)			三、三七九	六、一三〇	九、四九九	三、三六、三七九	

備考 本表は國庫補助金の交付を受けて施行したる水利組合に依らざる土地改良事業の概況を企業者別に調査したるものにして、水利組合区域内に於ける事業は之を除外せり。以下二表同じ。

第十八表 國有未墾地開墾事業一覽表

全羅北道		認可年月日	開備面積		計	工事費總額	工事竣功未竣功の別
企業者	事業地		更新前のもの	更新後のもの			
賀田 以武	扶安郡上西面	大正 六・二・五	三町	三町	六町	四八、〇三円	竣功
計 (一)			三	三	六	四八、〇三	
阿部市郎兵衛	靈光郡白岫面	昭和 二・二・五	一	一	二	一九、〇三	竣功
計 (一)			一	一	二	一九、〇三	
合計 (八九)			四	四	八	六七、〇六	

全羅南道

慶尚南道		許 年 月 日	開 田 面 積		工 事 費 總 額	工 事 竣 功 別
企 業 者	事 業 地		更新前のもの	更新後のもの		
佐々木保	密陽郡初同面	大正 八・二・二一	三六 三六	三六 三六	三〇、四七三 三〇、四七三	竣 功
計 (一)			三六	三六		
大 林 義 雄	安岳郡安岳面外二面	昭和 三・七・二七	—	一、四三四	四三、五〇八	竣 功
富 田 儀 作	黃州郡青龍面	三・一〇・一九	四〇〇	四〇〇	九三、四四五	未 竣 功
今 井 五 介	黃州郡九聖面	五・二二・一八	四三	四三	三六、四六六	竣 功
計 (三)			四四三	一、八七七	五六四、四一九	
川上佐之助	平原郡西海面	大正 八・二・二六	一〇〇	一〇〇	七七、〇六三	竣 功
計 (二)			一〇〇	一〇〇	七七、〇六三	
李 泰 永	龍川郡楊下面、義州郡古津面	大正 一四・二・二	—	三六	四三、四六八	竣 功
平 安 南 道				三六		

江原道		許 年 月 日	開 田 面 積		工 事 費 總 額	工 事 竣 功 別
企 業 者	事 業 地		更新前のもの	更新後のもの		
大垣丈夫	龍川郡薪島面	八・一〇・六	一四〇	一四〇	八二、四七七	同
計 (二)			一四〇	一四〇	八二、四七七	
今井治吉	通川郡臨南面	大正 九・二・一八	—	八四	一六、二七五	未 竣 功
吉田直	通川郡臨南面	昭和 二・三・三四	—	四〇	四三、六〇九	竣 功
計 (一)			—	一二四	五六、八八四	
武田良藏	慶興郡慶興面	大正 一・二・九・二四	—	一一〇	一九一、五七七	竣 功
山田覺	慶興郡蘆西面	昭和 五・九・一	—	三三六	二九三、〇〇〇	未 竣 功
計 (二)			—	四四六	四八四、五七七	
合計 (一三)			九四三	三、二二三	三、一五五	

備考 國有未墾地の開墾事業と公有水面の埋立事業とを併せて行ふものは便宜主たる一方に掲記せり。次表同じ。

第十九表 公有水面埋立事業一覽表

京畿道

企業者	事業地	許可又は 免許年月日	開		積	工事費總額	工事竣功 未竣功別
			更新前のもの 産米増殖計畫	更新後のもの 産米増殖計畫			
中本惣之進	振威郡浦升面	大正 一〇・五・三	一四	一四	一四	二七、〇二五	竣功
野坂寛治	振威郡浦升面	三・二・九	七六	七六	七六	一八、八八四	未竣功
李昌燾	水原郡雨汀面	三・六・九	八〇	八〇	八〇	九三、八九七	竣功
宋順燮	水原郡雨汀面	六・二・二	五三	五三	五三	四五、〇二九	同
目良卯一	水原郡八灘面	八・五・五	一〇一	一〇一	一〇一	三七、三三七	同
山崎篤	江華郡水晶面	九・六・二	一一五	一一五	一一五	三五、六六六	同
張友植	水原郡西串面	二・二・二	三三	三三	三三	五三、二六八	同
林元培	富川郡靈興面	二・二・八	三三	三三	三三	四五、六一四	同
林元培	富川郡靈興面	四・三・〇	二四	二四	二四	八九、九九九	未竣功
宋榮瓚	水原郡雨汀面	五・七・一	一七	一七	一七	五二、六六六	同
計(一〇)			一、二二六	一、二七三	一、二七三	一、〇七八、三六三	

忠清南道

出雲鐵太郎	保寧郡鰲川面	大正 九・七・九	四三	四三	四三	四三、一六八	竣功
正井瀧太	保寧郡青所面	一一・二・一	二六	二六	二六	一一、五六九	同
三好豐太郎	瑞山郡大山面	九・二・三	六	六	六	二五、七七七	同
正井瀧太	保寧郡青所面	九・七・九	三六	三六	三六	七三、八三三	同

西田鼎	舒川郡鍾川面	一〇・一・一五	五一	五一	五一	七九、九四六	未竣功
三好豐太郎	瑞山郡八峰面	九・二・一六	一九	一九	一九	四〇、三二六	竣功
中本惣之進	唐津郡松山面	七・三・五	四〇	四〇	四〇	七〇、六〇一	同
宋台觀	瑞山郡海美面	九・一〇・八	七四	七四	七四	九三、一七六	同
中本惣之進	瑞山郡大湖芝面	一四・七・六	四二	四二	四二	八三、六七五	同
三好豐太郎	唐津郡高面	一三・三・一五	一一	一一	一一	一一、一〇三	同
中野新三	保寧郡大川面	一四・三・九	六三	六三	六三	六三、八九三	同
原田剛	牙山郡仁州面	八・五・三	三〇	三〇	三〇	一八〇、四七七	未竣功
宋台觀	瑞山郡泰安面	一三・五・二七	二二	二二	二二	三〇、一八二	竣功
和田常市	唐津郡松山面	七・五・三	二六	二六	二六	二二、〇五七	同
片桐和三	舒川郡馬東面	一五・四・七	一六	一六	一六	八三、七二二	同
正井瀧太	保寧郡周浦面	一五・六・二四	三	三	三	三六、四〇五	同
東亞土木企業株式會社	瑞山郡遠北面	一五・一一・二九	二五	二五	二五	一〇五、七〇六	同
金炳贊	洪城郡結城面、西部面	三・九・二八	元	元	元	三五、九九九	同
鄭祥煥	瑞山郡浮石面	七・六・三	四	四	四	三三、九九七	同
正井瀧太	保寧郡川北面、洪城郡銀河面	四・五・六	六	六	六	八四、一〇九	未竣功
鈴木喜八	唐津郡高面	四・九・五	六	六	六	一六、六六六	竣功
吉田宗平	保寧郡青所面	五・六・三	〇	〇	〇	四五、八五二	未竣功
田中助九郎	保寧郡熊川面	六・四・二〇	一六	一六	一六	四五、〇〇〇	同

企 業 者	事 業 地	許 可 又 は 免 許 年 月 日	開 蓄 面 積		工 事 費 總 額	工 事 竣 功 未 竣 功 の 別
			開 蓄 面 積	積		
仁井田 大美	舒川郡鐘川面	大正 一四・八・元	可	七三町	七九、〇〇〇円	未 竣 功
李 旋 圭	保寧郡繁川面	昭和 三・三・二八	可	三三町	六五、五〇〇	同
曹 秉 純	瑞山郡近興面	四・四・四	可	六八町	一五四、〇〇〇	同
金 鍾 善	洪城郡洪城面	四・九・九	可	三三町	七二、〇〇〇	同
計 (二七)			七〇六	一、四〇八	三、八九七、九三三	
白 寅 基	扶安郡山内面	大正 一三・三・三〇	元	三三町	五〇、一四三	竣 功
弘田 政次郎	沃溝郡沃溝面	一三・八・二五	三三町	三三町	三八、〇〇九	同
松 岡 郁 雄	扶安郡東津面	一・五・二六	一〇町	一〇町	一八七、三六〇	未 竣 功
朴 鶴 鐘	扶安郡山内面	五・四・一八	四八町	四八町	四七、六六一	竣 功
李 馨 承	高敞郡上下面	一〇・一・二六	四三町	四三町	七三、八四九	同
李 馨 承	高敞郡上下面	一三・一〇・一一	四三町	四三町	七三、九七三	同
多木久米次郎	金堤郡進風面	一四・八・二四	三三町	三三町	二四、三三三	同
多木久米次郎	金堤郡進風面	一四・八・二四	一七町	一七町	二五、〇六七	同
河本國三郎	高敞郡心元面	昭和 五・一・二九	四三町	四三町	四八、六七九	未 竣 功
李 仁 種	扶安郡山内面	六・三・二三	四三町	四三町	八四、〇〇〇	同

全 羅 南 道

多木久米次郎	金堤郡進風面	大正 六・四・二七	一八	一八	四、〇〇〇	同
中 島 直 吉	高敞郡上下面	大正 九・九・八	一八	二六四	六〇、七八八	同
計 (一一)			三六	一、一八八	一、七〇七、五七三	
東洋拓殖株式會社	務安郡三郷面	大正 七・八・一〇	三三町	三三町	二四、四四三	竣 功
村上 直 助	務安郡二老面	九・二・二四	一六	一六	三三、九五八	同
人見 鹿 太郎	務安郡一老面	九・九・八	四三町	四三町	四八、六八五	未 竣 功
藤 山 宗 助	莞島郡莞島面	五・五・五	一〇	一〇	二四、七九九	竣 功
青 森 盛 太郎	海南郡門内面	三・八・一八	一七三	一七三	二三、九三三	同
吉 村 綱 英	靈光郡南面	一・一・三	一〇〇	一〇〇	五三七、四八七	同
秋 吉 正 夫	務安郡清溪面	一〇・六・二	二七	二七	五一、一四三	同
佐々木 秋 正	靈岩郡北一始面	二・九・七	七五	七五	二九、一一八	同
高 瀬 農 場	麗水郡召羅面	六・三・七	一九二	一九二	一七三、三四四	同
井 形 九 八	長興郡大德面	七・九・七	一	一	一五、一三三	同
西 山 吉 兵 衛	務安郡三郷面	一・一〇・四	三三	三三	三〇、一四六	未 竣 功
川 崎 武 之 助	靈光郡法聖面	八・一・九	六三〇	六三〇	九六、七四一	竣 功
田 部 庄 之 助	海南郡馬山面	八・四・四	一四	一四	八、四九〇	同
西 山 吉 兵 衛	長興郡大德面	一・九・三	一	一	四〇五、六三七	同

附 表

企業者	事業地	許可又は 免許年月日	開 産米増殖計畫 更新前のもの	蓄 産米増殖計畫 更新後のもの	積 計	工事費總額	工事竣功未 竣功の別
八木副太郎	海南郡山二面	大正 九・二・一〇	三六三	一五	三六三	五〇〇,〇〇〇	未竣功
飯田信一	莞島郡莞島面	七・一〇・二九	一五	一	一五	五〇,三五四	未竣功
今村一次郎	長興郡古邑面	一四・三・九	三〇	一	三〇	五〇,四四八	未竣功
朴智秀	務安郡智島面	一四・七・二九	三〇	一	三〇	三九,七七三	同
吳滋煥	靈光郡南面	一・一・一三	四五	一	四五	五七,三九五	同
東洋拓殖株式會社	珍島郡義新面	一四・七・二六	一	一	二	八〇,八六七	同
矢野庄作	務安郡飛禽面	一三・一〇・一三	四五	一	四五	八二,七六四	同
夏日三郎治	靈岩郡昆一終面	一・八・八	一七	一	一七	二九,九七七	同
吉村綱英	靈光郡鹽山面	一三・九・二六	三〇〇	一	三〇〇	七四〇,七六三	同
井手口辰次	珍島郡内面	一〇・六・三三	二八	一	二八	四六,五四四	同
宮里熊五郎	康津郡大口面	一四・八・六	八三	一	八三	一八〇,六一四	同
宮里熊五郎	康津郡道岩面	一四・七・二	八〇	一	八〇	一六〇,三九五	同
青森盛太郎	海南郡黄山面	一四・六・三	五〇	一	五〇	三〇,六六四	同
村上直助	珍島郡古郡面	一〇・六・二五	四七	一	四七	五三,〇三九	未竣功
荒井初太郎	高興郡南面	五・六・七	五九	一	五九	五三,一三五	未竣功
朝鮮興業株式會社	海南郡花源面	一〇・九・五	八八	一	八八	八三,七三四	未竣功
伊勢伴輔	珍島郡内面	二・一・二七	一八	一	一八	三九,八八三	未竣功

附 表

企業者	事業地	許可又は 免許年月日	開 産米増殖計畫 更新前のもの	蓄 産米増殖計畫 更新後のもの	積 計	工事費總額	工事竣功未 竣功の別
中本惣之進	高興郡占岩面	大正 一五・三・三二	一	一	二	一六二,八八三	未竣功
高瀬農場	麗水郡召羅面外三面	昭和 二・五・一七	一	一	二	三〇八,五六六	同
山本伊三郎	海南郡黄山面	二・七・一	一	一	二	七,八五四	同
金商瑾	莞島郡蘆花面	大正 一五・一・一六	一	一	二	五〇,五三三	未竣功
金乘先	莞島郡莞島面	昭和 二・五・三〇	一	一	二	一六,三八三	未竣功
東洋拓殖株式會社	靈岩郡西面	大正 三・六・一〇	一	一	二	一〇六,八三三	未竣功
加藤金次郎	靈岩郡昆一終面	一五・一〇・九	一	一	二	一八五,一八四	未竣功
阿部市郎兵衛	靈光郡靈光面	昭和 三・三・一六	一	一	二	七四,三六四	未竣功
金商炫	莞島郡蘆花面	大正 一五・一・一六	一	一	二	二八,七〇六	未竣功
清弘岩彦	務安郡押海面	一〇・七・三	一	一	二	一一,〇八八	未竣功
中部幾次郎	海南郡松旨面	一〇・三・一四	一	一	二	一六,一七三	同
吉村綱英	海南郡花源面、門内面	昭和 三・三・二二	一	一	二	一一,七五三	未竣功
中島辰三郎	寶城郡筏橋面	四・二・二二	一	一	二	七,四七四	同
宮田甚次郎	麗水郡栗村面	四・六・二五	一	一	二	三七,三三二	同
吉森耕次郎	高興郡蓬來面	四・六・六	一	一	二	六,六二五	同
羅容均	咸平郡咸平面	四・一〇・二九	一	一	二	三九,〇七二	同
良井重之	寶城郡烏城面	五・五・三〇	一	一	二	二二,八五三	同
永岡茂市	麗水郡莘陽面	五・八・八	一	一	二	七,八八五	同
車南鎮	務安郡二老面	大正 一五・七・二八	一	一	二	一四,〇一六	同

附表

企業者	事業地	許可又は 免許年月日	開 産米増殖計畫 更新前のもの	蓄 産米増殖計畫 更新後のもの	積 計	工事費總額	工事竣功未 竣功別
飛鳥文吉	海南郡松旨面	大正 一四・二・六	一町	三町七	三町七	三九、六四四	未竣功
田部庄之助	海南郡馬山面	昭和 二・五・三	一町	五	五九	一四、八〇〇	同
濱島廣吉	務安郡押海面	五・七・六	一町	四	四一	一〇三、〇〇〇	同
金季洙	咸平郡孫佛面	六・四・五	一町	三〇	三〇	五九三、〇〇〇	同
山口保	務安郡望雲面	三・九・〇	一町	四	四	一一〇、〇〇〇	同
計 (五五)			二、七〇六	五、五六三	八、二六九	八、九五四、九〇	

慶尙南道

山本伊三郎	固城郡固城面	大正 三・三・〇	六	一	六	一五、三七	竣功
姜永熙	河東郡辰橋面	一〇・一・三	六	一	六	三六、六〇	同
門川雄司	泗川郡昆陽面	一一・七・九	六	一	六	九七、八六六	未竣功
竹内可吉	昌原郡鎮東面	一一・五・六	一	一	二	五二、五五六	竣功
中村長八	泗川郡昆陽面	一〇・六・六	一	一	二	三六、三九九	同
岡本利平	河東郡南面	一一・二・七	一	一	二	三六、三六八	同
古賀鹿一	統營郡屯德面	一四・一〇・一〇	一	一	二	五五、三三六	未竣功
松本好夫	統營郡延草面	昭和 二・二・〇	一	一	二	七四、六五〇	竣功
龜岡一夫	泗川郡昆陽面	大正 九・七・五	一	一	二	七四、四二〇	同

黃海道

沖本伊太郎	統營郡龍南面	昭和 三・九・四	一	一	二	二五、一六	未竣功
秋本岩藏	統營郡龍南面	大正 五・七・六	一	一	二	一〇、七六	同
山口源市	河東郡金陽面	昭和 四・七・三〇	一	一	二	二七、二六	同
清水徳太郎	河東郡南面	五・四・三	一	一	二	六〇、〇〇〇	同
阿部竹次郎	泗川郡邑南面	大正 一一・二・四	一	一	二	一四〇、〇〇〇	同
計 (一四)			三五	三五	五〇	七三三、三六一	
鬼頭兼次郎	甕津郡西面	昭和 二・三・六	一	一	二	三〇、三三	竣功
西村守三	長淵郡速達面	大正 七・五・五	一	一	二	一一〇、二九七	同
川上同族株式會社	甕津郡龍淵面	九・一・三	一	一	二	二六、三七	同
川上同族株式會社	甕津郡龍淵面、鳳鴻面	三・五・五	四	一	五	三三、四九九	同
大里正作	甕津郡龍泉面	七・一・七	一	一	二	一〇、二四五	同
野尻萬治	安岳郡大杏面、股栗郡 長連面	一一・一〇・三〇	一	一	二	一四四、三三三	未竣功
李衡植	海州郡海南面	一三・四・一八	一	一	二	六七、一三三	同
向山甲翼次郎	長淵郡大救面	昭和 二・五・四	一	一	二	四九、八三三	同
金永休	甕津郡興嶺面	大正 一三・四・一	一	一	二	三三、八三九	竣功
金永休	甕津郡東南面	昭和 三・五・一八	一	一	二	九七、六五七	同
閔泳務	甕津郡交井面	四・四・六	一	一	二	三三、七二五	未竣功

附表

企業者	事業地	許可又は 免許年月日	開 蓄 面		積 計	工事費總額	工事竣功 別未
			更新前のもの 産米増殖計畫	更新後のもの 産米増殖計畫			
池昌奎 計(一一)	麗津郡東南面	昭和 四・五・三〇	九五九	七三四	一、六九三	八四、〇〇〇 一、〇九、〇〇五	未竣功
林祐敦 李用錫 松本清三郎 東洋拓殖株式會社 計(四)	龍岡郡新寧面 龍岡郡大代面 江西郡赤松面 江西郡飯山面外二面	大正 一〇・四・七 昭和 二・三・三〇 大正 一三・二・二七 一五・五・一八	一三 一三 一三 一三	一 一 一 一	一三 一三 一三 一三	二〇、九四三 一八、四四九 二九五、六九五 三六、三四〇 五六、三〇〇	竣功 同 未竣功 同
瑞穂農場 白善一 阿川信平 中村柳吉 文鳳儀 松井藤三郎	定州郡南面 宜川郡南面 鐵山郡柏梁面 鐵山郡雲山面 定州郡阿耳浦面 鐵山郡扶西面	大正 一〇・一・一 昭和 四・四・四 大正 三・四・七 五・八・五 八・一〇・元 七・三・三〇	四三 三 二五 三	一 一 一 一	四四三 三 一五 三	三八、四三三 一一、八八二 六三、七六六 三六、五四一 七七、六九九 八九、五三三	竣功 未竣功 同 同 同 未竣功

平安北道

平安南道

朝鮮土地開墾 株式會社	事業地	許可又は 免許年月日	開 蓄 面		積 計	工事費總額	工事竣功 別未
			更新前のもの 産米増殖計畫	更新後のもの 産米増殖計畫			
朝鮮土地開墾 株式會社 株式會社 方順源 金載文 荒川末吉 吳弼殷 金昊銓 計(一一)	鐵山郡扶西面 定州郡海山面 鐵山郡柏梁面 鐵山郡雲山面 宜川郡水清面 定州郡阿耳浦面、葛山面	昭和 四・六・六 大正 七・三・三〇 一一・九・七 昭和 四・六・八 大正 一四・一〇・一三 昭和 五・二・二六	一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一	一五六 二二三 四四五 三〇 六七 七九	三六、三〇一 六三、七三六 二四、一三七 四四、八〇〇 九三、五一一 一〇一、〇四〇 一〇一、〇四〇	同 竣功 同 同 同 同
咸鏡南道		大正 一一・七・三〇 昭和 三・三・三三	一 一 一	一 一 一	二七 一三三 一五九	五、八二六 三〇、二八五 五、六、一〇一	未竣功 同 同
咸鏡北道		大正 九・六・二九	一 一	一 一	二六 二六	三三、五八〇 三三、五八〇	竣功 同
合計(一四九)			六、五二三	二、四四八	一八、六六二	一八、二六六、八九七	

第二十表 水利組合高利債借替資金融通額表 (單位圓)

年 度	資 金 種 別	土地改良事業 關係資金	高利債借替金額	取入利率	貸出利率
大正十三年度	地方公共資金	三、五〇〇、〇〇〇	三、四五〇、〇三四	五・一%	六・一%
同十四年度	同	二、四九一、四〇〇	一、九〇九、四五二	五・一	六・五
昭和二年度	地方公共團體 高利債借替資金	一、六九六、〇〇〇	一、六九六、〇〇〇	五・五	六・五
同	特殊水利組合 高利債借替資金	二、九〇三、三二六	二、九〇三、三一二	五・一	五・九
同	土地改良事業一般 高利債借替資金	八、〇九六、六七四	六、七五一、七五五	五・一	六・〇
同	特殊水利組合 高利債借替資金	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四・八	五・七
同	土地改良事業 高利債借替資金	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四・八	五・六
同	土地改良事業 高利債借替資金	八、八〇〇、〇〇〇	八、七九六、五〇〇	四・八	五・六
同	同	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	四・八	五・六
計	同	四七、四八七、四〇〇	四五、五〇七、〇五三	四・八	五・六

第二十一表 水利組合高利債借替資金取扱銀行別内譯表 (單位圓)

資 金 種 別	資 金 總 額	同上總額中 土地改良事業 關係資金	取 扱 銀行別	同上融通額 高利債借替資金	借替前 平均利率	借替後 平均利率	借替に因 る利子 減少額	借 替 組合數	同 蒙利上 面積	同 當負上 輕減額	低利資金融通の方法
大正十三年度 地方公共資金	四、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	殖銀	三、四九〇、〇三三	八・七%	六・一%	一〇四、六七五	一〇	一七、六五二	・五九	事業狀態特に不良なるものに對し高利債の全部又は一部に付融通す
大正十四年度 地方公共資金	四、〇〇〇、〇〇〇	二、九一九、二〇〇	同	一、九〇九、五三三	八・七	五・一	四一、九六一	三三	三〇、五二六	・二四	陽東、密陽(舊上南區域)に對する(分)に付ては高利債の全額其の他に付ては八分五厘以上の高利債に付按分して融通す
昭和二年度地 方公共團體高 利債借替資金	二、〇〇〇、〇〇〇	一、六六六、〇〇〇	殖銀 東拓	九六、〇〇〇 七〇、〇〇〇	九・五 九・五	六・五 六・五	二七、四八〇 三三、四〇〇	五 三	六、一五三 二二、〇九〇	・四 ・二九	九分五厘以上の高利債全部に付按分して融通す
昭和四年度特 殊水利組合高 利債借替資金	二、九〇三、三二六	二、九〇三、三二六	殖銀 東拓	二、九〇三、三二六 八〇、九三三	八・〇 八・〇	五・一 五・一	四三、九七三 一六、六五六	六 二	二、八五五 二、三三六	・一 ・七	事業狀態特に不良なるものの中臨津面、永北、高城、文幕四組合には組合債全額第二威安、白陽二組合には高利債全額に付融通す
昭和四年度 土地改良事業 一般高利 債借替資金	一、〇〇〇、〇〇〇	八、〇九六、六七四	殖銀 東拓	五〇、六五五 一、六七三、二〇〇	八・五 八・五	六・〇 六・〇	二七、二〇〇 一、三〇二	三 二	六七、五九三 四〇、九二一	不明 不明	八分五厘以上の高利債に付事業の狀態に依り八分三厘、八分七分五厘の三等級に區分して按分融通す

資金種別	資金總額	同上總額中 土地改良事業 關係資金	取 扱 銀行別	同上融通 高利債 借替資金 利率平均	借替前 均取入 貸出利率	借替に因 る利率 減少額	借替 組合數	同 上 蒙 利 積 面	同 上 反 當 輕 減 額	低利資金融通の方法
昭和五年度特 殊水利組合高 利債借替資金	4,000,000	4,000,000	殖銀	4,000,000	八・六%	144,700	三	10,563	・六	事業状態不良なるものに 對し八分五厘以上の高利 債の全額又は一部に付融 通す
昭和六年度 土地改良事業 高利債借替資 金	7,000,000	7,000,000	東拓 殖銀	4,900,000 2,100,000	七・九 七・六	61,834	一八	3,101	・二	産米増殖計畫更新前設置 したる組合の八分以上の 高利債の全額又は一部に 付融通す
同	同上	同上	東拓 殖銀	3,844,500 8,433,000	六・四 七・〇	277,143	三七	45,963	・五	産米増殖計畫更新前及後 設置したる組合の八分以 上に付融通す
同	同上	同上	東拓 殖銀	5,000,000 4,000,000	五・四・八 五・六・八	110,800	一六	30,911	・三	産米増殖計畫更新後設置 したる組合の八分以上の 高利債の全額又は一部に 付融通す
計	49,800,000	47,477,000	計 東拓 殖銀	45,367,500 11,510,500	七・一 七・一	1,290,188	119	43,355	・四	同前

第二十二表 水利組合利率別高利債借替額表 (單位圓)

借替前の利率	借替金額	摘要	借替前の利率	借替金額	摘要
九・五%	2,754,158		八・五%	21,844,845	
九・三	1,789,337		八・三	907,600	
九・〇	4,576,863		八・一	5,102,666	
八・九	4,842,235		八・〇	464,000	
八・八	1,765,500		七・五	220,670	
八・七	63,000		六・五	225,579	
八・六五	18,500		六・一	749,100	
八・六	183,000		計	45,507,053	

第二十三表 昭和五年度水利組合費延納其の他に因る歳入缺陷補填狀況表 (單位圓)

道名	組合費延納額	歳入缺陷を 生じた 組合數	歳入 缺陷額	補填内課(起債を除く)		歳入缺陷 補填額	組合數	金額
				一般歳計 整理節約	積立金繰入 又は停止 借替其の他			
京畿	—	—	119,039	—	3,628	115,411	119,039	3,628
		三					五	3,628

道名	組合費延納額		歳入缺陷組合数	歳入缺陷額	補填内訳 (起債を除く)	歳入缺陷補填額	歳入缺陷補填額	組合数	金額
	組合数	金額							
計	一三	三五七、三六八	二五	八六三、九六六	六〇、七〇〇	三六、四四〇	六六、七六八	一三八、〇六八	三三
忠北	一	五、七三三	一	一、九六九			一、九六九	三、〇〇〇	
忠南	一	七二、三四六	二	一、九六九			一、九六九		
全北									
全南									
慶北									
慶南	八	一四五、二九九	五	六六、〇一〇	一〇、一五五		六六、〇一〇	一三五、〇六八	三
黄南	一	二〇、〇〇〇							二
黄北	三	五五、〇〇〇							二
平南			二	二七五、六三八			二七五、六三八		六
平原			四	一、五五一	九四七		一、五五一		二
江原									
咸南									
咸北									

第二十四表 昭和六年度水利組合費減免に因る歳入缺陷補填状況表 (單位圓)

道名	組合費を減免したる組合数		組合費豫算額	組合費徴収額	組合費減免額	歳入缺陷額	補填内訳 (起債を除く)	歳入缺陷補填額	歳入缺陷補填額
	組合数	金額							
計	八八	八、〇八一、七三三	四、三三五、五三九	三、七五六、一九四	三、八二五、七三〇	五七、一六六	七五、八三四	九五九、五三〇	一、六〇七、〇〇〇
京畿	七	七九六、三三五	二七五、〇六三	二七五、〇六三	五四三、一六五	六三、七六六	三二、〇九三	三九、三〇六	四九、〇〇〇
忠北	四	四五、四三二	二九、七七七	二九、七七七	一六、一七〇	一、六四〇	一	六、二三六	七、七〇〇
忠南	一〇	二七六、七五七	一九一、〇九五	一九一、〇九五	八五、六六三	一六、五〇〇	二、七〇〇	四五、七七九	六五、〇一九
全北	三	九九四、三〇五	六七、四三八	六七、四三八	三三、八七七	一一、〇八八		三三、一七三	三、一〇〇
全南	六	二八六、四〇九	一四一、二二一	一四一、二二一	一四一、二二一	一九、八六六	二、五三八	四一、七五一	六八、一五七
慶北	二	一四三、五三四	一一〇、六四八	一一〇、六四八	三三、七六三	二、三三九		一〇、九三三	一三、二六三
慶南	二	一四三、五三四	一一〇、六四八	一一〇、六四八	三三、七六三	二、三三九		一〇、九三三	一三、二六三
黄南	八	一、六七六、三九三	九七、〇八一	九七、〇八一	六七、九三三	一九、八三三	一、四七六	一四、三三三	二九八、四四〇
黄北	一六	一、四四九、一一一	六三、〇一一	六三、〇一一	六三、〇一一	五、七九〇	一、七四六	一四、三三三	三、〇〇〇
平南	三	一五八、〇四三	七五、一一〇	七五、一一〇	七六、九三三	二、三三三	五、〇五二	四三、三九九	五、〇八三
平北	三	一五八、〇四三	七五、一一〇	七五、一一〇	七六、九三三	二、三三三	五、〇五二	四三、三九九	五、〇八三
江原	六	七三、七八五	三七、八六一	三七、八六一	三四、九三三	二、四七三	一、〇〇〇	三〇、三五五	五、八八七
咸南	四	一四三、六五九	六六、二二一	六六、二二一	七九、四八八	二、八五四	三〇〇	二七、一四三	三〇、二九六
咸北	八	一五八、三二七	一七、一三四	一七、一三四	一四一、一八三	二五、五四六		六四、〇六六	六四、〇六六
計	八八	八、〇八一、七三三	四、三三五、五三九	三、七五六、一九四	三、八二五、七三〇	五七、一六六	七五、八三四	九五九、五三〇	一、六〇七、〇〇〇

第二十五表 國有未墾地及公有水面利用可能面積表 (單位町)

道名	干	潟	地	河	邊	荒	蕪	地	山	麓	傾	斜	地
京畿道			三七、一四二					五、二五〇					五五、六〇〇
忠清北道								八七八					四〇、七〇〇
忠清南道			一二、〇五四					五、二〇〇					四二、六〇〇
全羅北道			五、八四九					三、三九七					四〇、四〇〇
全羅南道			四〇、二五一					三、二六六					七九、六〇〇
慶尚北道								三、二八六					八六、六〇〇
慶尚南道			五、〇四五					一四、六四八					七三、六〇〇
黃海道			五〇、五七九					四、〇一七					五七、九〇〇
平安北道			四三、八六八					四、九二七					五三、六〇〇
平安南道			一二、六八一					一、六二七					一〇一、〇〇〇
江原道								九、八一九					七五、四〇〇
咸鏡北道								三、九八五					六〇、四〇〇
咸鏡南道								一三、五四九					五〇、六〇〇
計			二〇七、四六九					七三、八四九					八一八、〇〇〇

備考 本表は各地方別に概観的數字を算定掲記したるものとす。

第二十六表 國有未墾地付與及拂下處分表

年 度	畜		田		植 樹		其 他		計	
	件 數	面 積	件 數	面 積	件 數	面 積	件 數	面 積	件 數	面 積
昭和元年度前	二、五五五	八、二六三町	三、四九二	五、一九四町	二四〇	一、四八八町	一、一〇一	三、六五五	一、〇一九町	六、六五二
昭和元年度	二四九	四九三	五〇四	一、〇六六	二四	一八四	二	三三	二	一、六八三
昭和二年	三九四	二九〇	五五三	一、〇七八	三三	四〇	四	一五	九	一、四四四
昭和三年	二八七	三三九	五七〇	一、〇七八	四三	五五	三	二二	一	一、三三三
昭和四年	四九	四九八	五八三	六五四	四	七四	七	四〇	一	一、四六八
昭和五年	三五三	五八四	五九〇	七三二	四八	一〇六	四	四〇	一	一、四三八
昭和六年	二〇六	二六五	三三五	三三八	一九	二二	二	五六	四	一、四五八
計	四、四八八	一〇、七三一	六、五五五	九、六〇九	四七六	三、〇五九	七〇	一、三三九	二二	三三、六二八

第二十七表 公有水面埋立工事竣功認可處分表

年 度	畜		田		其 他		計	
	件 數	面 積	件 數	面 積	件 數	面 積	件 數	面 積
昭和元年度前	一二二	七三三町	一	三六町	四	一四五町	一二六	九二二町

年 度	番		田		其 他		計
	件 數	面 積	件 數	面 積	件 數	面 積	
昭和元年度	一〇九	一、二一六 ^可	三	二六 ^可	七	二、五四〇 ^可	一一九
同 二年度	九七	六四八	二	一	四	五一	一〇三
同 三年度	二三九	二、八〇四	二	二	二	六九一	二四三
同 四年度	二二一	一、五五七	二	二	一	三三三	二三四
同 五年度	二八六	一、九二七	五	三	六	五六七	二九七
同 六年度	三三三	一、五九六	七	三	一	四七五	三三〇
計	一、三九五	一〇、三七九	二三	一四〇	二五	四、七九二	一、四四二
							一五、三一一

第二十八表 小規模土地改良事業補助金交付額表 (單位圓)

年 度	道 名	實 績		工 事 費 檢 定 額	補 助 金 交 付 額		摘 要
		着 手 竣 功	面 積		國 費	地 方 費	
昭和五年度	京 畿 道	二、一五 ^可	一一、二五 ^可	一一、二六〇	二〇〇	五、八三〇	六、〇三〇
	忠 清 北 道	二九、七〇	二九、七〇	一三、三六	八〇〇	二、八六九	三、六六九
	忠 清 南 道	三六、二〇	八、〇〇	一、三九	三〇〇	三七九	六七九
	全 羅 北 道	一七、六四	一七、六四	四、〇八	八〇〇	一、三三五	二、〇三五
							二、二八町二反歩は未竣功

年 度	道 名	實 績		工 事 費 檢 定 額	補 助 金 交 付 額		摘 要
		着 手 竣 功	面 積		國 費	地 方 費	
同 六年度	京 畿 道	一〇、八〇	一〇、八〇	六、三〇〇	一、五五〇	一、五五〇	三、一〇〇
	忠 清 北 道	七、七〇	七、七〇	八〇〇	二〇〇	二〇〇	四〇〇
	忠 清 南 道	一一〇、八三	一四九、〇五	二四、三三〇	六、〇八七	六、〇八七	一一、一七三
	全 羅 北 道	一〇八、〇〇	一〇八、〇〇	一六、三六七	三、三三	三、三三	六、六六二
	慶 尙 北 道	一六八、三〇	一六八、三〇	五九、六四	一一、二二九	一一、二二九	二八、〇四
	慶 尙 南 道	二九、五六	二九、五〇	八、二六七	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇
	咸 鏡 南 道	一三、一〇	一三、一〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇
	計	四五七、六八	四八五、八八	二六、七〇八	二五、四六一	二五、四六一	五四、五四九
							竣功面積中二十八町二反歩は前年度着手

附

錄

(一) 土地改良事業關係經費

産米増殖計畫更新以降即ち大正十五年度より昭和六年度に至る間の土地改良事業關係經費の豫算並に決算額を示せば左表の如し。

土地改良事業經費豫算及同決算年度別一覽表 (單位圓)

科 目	昭和元年度		同 二年度		同 三年度		同 四年度		同 五年度		同 六年度	
	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算
耕地改良及擴張費	5,011,730	4,399,875	4,992,885	4,640,436	4,140,884	4,995,608	4,540,618	4,955,811	4,740,133	4,764,764	4,008,411	4,111,211
調査費	201,360	194,350	201,360	196,011	201,360	191,130	184,873	180,760	10,366	8,648	10,068	2,649
委任俸給	13,010	9,170	15,010	10,116	13,010	10,433	13,010	8,700	—	—	—	—
判任俸給	29,808	26,593	29,808	24,550	29,808	25,370	29,808	22,768	—	—	—	—
事務費	159,553	154,143	159,553	154,765	159,553	150,667	142,144	139,433	10,366	8,648	10,068	2,649
賞 與	—	4,445	—	6,580	—	4,645	—	10,870	—	—	—	—
監督獎勵費	503,350	482,656	621,438	584,787	621,438	593,743	621,433	559,018	653,445	594,451	597,289	528,523
勳任俸給	—	—	7,980	5,701	7,980	7,379	7,980	7,279	7,280	7,279	7,280	6,990
委任俸給	67,733	41,933	69,908	70,633	69,908	60,268	101,248	87,369	109,205	90,436	150,844	76,354
判任俸給	103,600	77,416	131,034	94,254	131,034	108,201	149,366	113,013	166,279	119,643	150,448	115,987

科 目	昭和元年度		同 二年度		同 三年度		同 四年度		同 五年度		同 六年度	
	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算
休職俸給	三三三,一〇八	三三五,六四五	三三五,五五六	三七四,八二六	三六五,五三六	三五六,三〇八	三五五,四八九	三五二	三七〇,六八一	三三六,九四三	三三四,四七七	二八六,八五五
事務費	四七,六六三	四七,六六三	三九,三七三	三九,三七三	四一,六六五	四一,六六五	三三,〇〇七	三三,〇〇七	三九,六四四	三九,六四四	四一,四六五	四一,四六五
賞 與												
助 成 費	四,三七〇,〇〇〇	三,七二二,八三三	三,一六九,〇〇〇	四,一六三,六四五	三,〇〇〇,〇〇〇	三,四六四,四九三	三,八七二,〇〇〇	三,八七二,〇〇〇	三,八七二,〇〇〇	三,八七二,〇〇〇	三,八七二,〇〇〇	三,八七二,〇〇〇
工費補助												
追加改良												
工事費補助												
小規模補助												
水利組合												
特別補助												
災 害 費	九〇,九七七	九〇,六〇一	九三,五八一	九二,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇						
土地改良工事												
水害復舊費補助	九〇,九七七	九〇,六〇一	九三,五八一	九二,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇						
土木工事費												
補助及奨励費												
勸業補助												
勤作者彩住												
奨励補助												
合 計	五,九三三,六三七	五,三四〇,四九六	四,〇六六,三九五	五,三三六,六四九	三,四九一,七九四	三,四九一,七九四	五,〇五八,一〇五	四,六六四,八四一	五,〇四五,八一四	五,三三三,三三四	五,〇〇〇,九〇〇	五,一五五,二六七

備考 助成費豫算の歳計剩餘額は不用額を除き翌年度に繰越使用するものとす。

(二) 土地改良部職員

昭和二年五月土地改良部設置以來同部に勤務したる判任官以上の職員は百三十一人にして、其の官職、氏名及勤務期間左の如し。

土地改良部長

任 命 年 月	退 職 又 は 轉 任 年 月	官 職 名	氏 名
昭和二年六月	昭和三年三月	土地改良部長	安達房治郎
同 三 年 三 月	同 四 年 十一月	同	松村寅松
同 四 年 十一月	同 七 年 四月	同	中村寅之助
同 七 年 四月		同事務取扱	古庄逸夫

部内各課長

任 命 年 月	退 職 又 は 轉 任 年 月	官 職 名	氏 名
昭和二年五月	昭和四年十一月	土地改良課長	萩原彦三
同 四 年 十一月		同事務取扱	古庄逸夫

~~627~~ 6152
65 C54

終